

# 第2章

## 評価結果の概要

2.1 外務省のODA評価結果	
2.1.1 2008年度評価案件の概要	11
2.1.2 政策レベル評価	12
<b>国別評価</b>	
モザンビーク国別評価	12
エクアドル国別評価	14
太平洋島嶼国別評価	16
ルーマニア／ブルガリア国別評価	18
トルコ国別評価	20
<b>重点課題別評価</b>	
「日本の津波支援」の評価	22
「保健・医療分野支援」の評価	24
「日本水協カイニシアティブ」及び 「水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ」の評価	26
2.1.3 プログラム・レベル評価	28
ラオス教育分野の評価	
2.1.4 プロジェクト・レベル事後評価	30
国立小児科病院機材改善計画（ベトナム）	
2.1.5 文化無償、日本NGO連携無償の評価	32
文化無償資金協力についてのフォローアップ調査（機材状況確認調査） 日本NGO連携無償資金協力案件の事後状況調査の概要	
2.2 被援助国政府・機関による評価	
「エジプトの上水道管理運営能力向上に対する日本のODA」及び 「エジプトの浄水場整備に対する日本のODA」評価	34
東ティモールの平和構築プロセスにおける日本の貢献の評価と平和協力の課題	36
2.3 各府省庁の評価	38
金融庁／総務省／法務省／財務省／文部科学省／厚生労働省 農林水産省／経済産業省／国土交通省／環境省	
2.4 国際協力機構（JICA）の評価結果	
2.4.1 概要	49
2.4.2 プログラム・レベル評価	50
エイズ予防プログラム（ケニア） バンコク地下鉄建設事業の環境への影響評価（タイ）	
2.4.3 プロジェクト・レベル評価	54
食品工業研究所強化計画（ベトナム） ナンディ・ラウトカ地域上水道整備事業（フィジー）	
2.4.4 過去の評価結果に対するフォローアップ状況	56

## 2.1 外務省のODA評価結果

第2章では、外務省、各府省庁、及び実施機関であるJICA（旧JBIC含む）が実施したODA評価の具体的事例を中心に紹介します。

### 2.1.1 2008年度評価案件の概要

2008年度に外務省が実施したODA評価は、「政策レベル評価」8件、「プログラム・レベル評価」1件、「プロジェクト・レベル評価」98件のあわせて107件でした。

「政策レベル評価」では、日本の国別援助政策を評価する「国別評価」をモザンビーク、エクアドル、太平洋島嶼国、ルーマニア／ブルガリア、トルコの5か国に対して実施し、重点課題別援助政策を評価する「重点課題別評価」では3件（「日本の津波支援」の評価、「保健／医療分野支援」の評価、「日本水協カイニシアティブ（2003）」及び「水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ（2006）」）の評価を実施しました。

「プログラム・レベル評価」は、1か国1セクターに対する日本のODA全体を評価対象とする「セクター別評価」で1件（「ラオス教育分野」の評価）を実施しました。

「プロジェクト・レベル評価」は、完了後一定期間を経過した無償資金協力プロジェクト案件合計66件（うち8案件については第三者に委託）を対象として実施しました。

このほかにも、被援助国政府・機関による評価として、「エジプトの上水道管理運営能力向上に対する日本のODA」及び「エジプトの浄水場整備に対する日本のODA」評価、「東ティモールの平和構築プロセスにおける日本の貢献の評価と平和協力の課題」を実施しました。

「政策レベル評価」の8件すべてが外部の有識者による第三者評価として、また、「セクター別評価」の「ラオス教育分野」については、ラオスを事例に第三者評価の枠組みの中でNGO代表と合同で実施した初めての取組でありました。「プロジェクト・レベル評価」については、同じ案件に対し内部評価（一次評価）と第三者評価（二次評価）の両方を実施しました。

これらの評価の概要は次の項より紹介するとおりですが、各評価結果の全文については外務省ホームページをご覧ください。  
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryu/hyouka.html>)



モザンビーク国別評価より



エクアドル国別評価より



ラオス教育分野の評価より

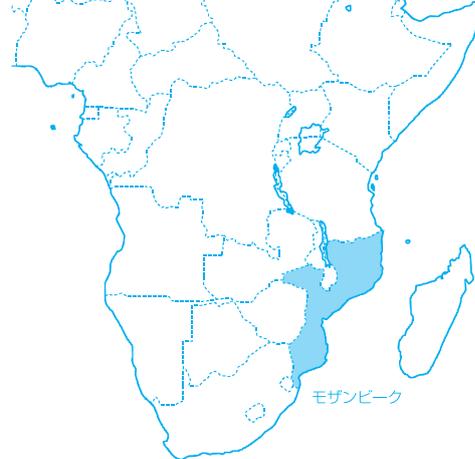
## モザンビーク国別評価

調査実施期間：2008年6月～2009年3月

評価主任：大野泉（政策研究大学院大学教授）

アドバイザー：矢澤達宏（敬愛大学准教授）

コンサルタント：三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社



### 評価方針

#### 目的

- 日本の対モザンビーク援助政策を全般的に評価し、国別援助計画策定を含む今後の援助政策立案及び援助の効果的・効率的な実施に資するための教訓・提言を作成すること。
- 評価結果を公表することを通じて国民への説明責任を果たすとともに、モザンビーク政府関係者や他ドナーに評価結果をフィードバックすることで、今後の同国開発の参考に供し、かつ日本の援助の広報に資すること。

#### 対象・時期

モザンビークに対する国別援助計画は策定されていないところ、過去2度の日本・モザンビーク政策協議（1994年、2007年）における合意事項を基本政策として分析し、日本の対モザンビーク援助政策ととらえて評価した。

対象期間は、「政策の妥当性」は、最初に政策対話が行われた1994年以降の日本の対モザンビーク援助政策を中心に評価を行い、「結果の有効性」と「プロセスの適切性」は、2000年以降に交換公文が締結された ODA 事業を分析対象とした。

#### 方法

外務省 ODA 評価ガイドライン第4版（2008年5月）に準拠し、主に対モザンビーク援助の「政策の妥当性」、「結果の有効性」、「プロセスの適切性」の観点から総合的に分析し、今後のモザンビーク国別援助計画策定に向けて提言を行った。

### 評価結果

#### 政策の妥当性

日本の対モザンビーク援助は、「国別援助計画」が策定されていない状況下で、過去2回の政策協議（1994及び2007年）で定めた重点分野や実施された援助案件にかんがみて、日本の上位政策やモザンビークの開発ニーズにおおむね合致しているといえる。日本の対アフリカ外交政策と位置付けられる、過去4回のアフリカ開発会議（TICAD）で打ち出された開発課題と日本の重点分野についても整合性がある。日本が、2008年5月に開催された TICAD IV で示したアフリカへの支援方針は、モザンビークの開発の現状や今後の課題とも整合的である。また、日本の援助は他ドナーの支援内容とも相互補完性があり、適切である。

#### 結果の有効性

日本の重点支援セクター（農業・農村開発、教育、保健・医療、給水・衛生、道路・橋梁）における開発目標の進捗・達成状況はセクターによって若干のばらつきがあるものの、社会指標にも改善の傾向が見られ、日本の援助は全体として有効な結果を出している。日本の特徴（無償資金協カインフラにおいては技術力、技術協力においては人を介した援助、青年海外協力隊による草の根レベルでの人的サポート）をいかした援助が実施されており、モザンビーク政府側はこれを日本の強みと指摘している。また、同政府はインフラ、経済セクター、人材育成といった分野での日本の支援を高く評価しており、現場での地に足のついたきめ細かい支援や、質及び確実性の高い日本の援助に対して謝意が示されている。

#### プロセスの適切性

2007年の政策協議を契機に日本とモザンビーク政府間の連携・協力関係が飛躍的に強化され、先方のニーズや日本の重点分野に沿った案件を効果的に形成・採択することができるようになった。さらに、2008年以降も要望調査のサイクルに沿った年次政策協議を実施していくことが両国間で合意され、2008年については5月に実施されている。援助形態を越えた事業展開計画（ローリング・プラン）が担当者ベースの執務用資料として試行的に作成され、包括的な観点から開発ニーズに対応した支援が実施できるような仕組みが整ってきている。援助形態間の有機的な連携・協力を念頭に案件形成が行われ、プログラム化が図られた複数の事例が優良案件として先方政府関係者から指摘されている。その一方で、案件採択プロセスでは日本側の調整・意思決定について、より迅速で柔軟な対応を求める指摘があった。援助協調に関しては、現地 ODA タスクフォースで分担して数多くのドナー会合に参加しているが、人員の制約や援助協調に伴う業務量の多さを踏まえると、いずれの会合の議長も務めていないが、先方政府及び現地ドナー側から能動的な関与を期待する声が寄せられた。

### 提言

#### 援助の戦略化

日本の対アフリカ支援におけるモザンビークの位置付けを明確にすべき。

モザンビークは今後、社会開発と並んで経済発展・経済振興といった自律的（autonomous）な開発も視野に入れて取り組む必要が出てきている。2008年5月の TICAD IV で日本が打ち出した対アフリカ外交政策も踏まえ、今後、日本は「成長の加速化」、「官民連携」



ショクエ D4 モデル農家へのインタビュー

との関連も意識していくべきである。新たに策定が予定されている国別援助計画は、こうした観点も踏まえてモザンビークを位置付けるべきである。

**日本の外交的観点からも TICAD プロセスのモデルとして、TICAD IV の成果を実施すべき。**

モザンビークは課題を抱えながらも、「平和の定着」、「人間の安全保障の確立」、「ミレニアム開発目標の達成」、「成長の加速化」に向けて取り組んできており、日本が重視してきた TICAD の重点課題の進化にも対応してきている。この意味において、モザンビークは TICAD プロセスのモデルと位置付けられ、今後も日本は TICAD IV の成果を着実に実施していくべきである。さらに結果を対外的にも紹介していくことが求められる。

**ODA 事業予算を活用して、発信力強化や援助協調に取り組む体制づくりをすべき。**

日本に限られた人員・体制のもとで発信力を強化し、援助協調に取り組んでいくためには日本政府が TICAD 支援策としてコミットし、2012 年までに増額が見込まれるアフリカ向け ODA 事業予算を活用して、調査・研究等のソフト支援の拡充、政策関与に関わることのできる専門家の派遣、事業活動を紹介する広報資料の作成などに、従来以上に積極的に取り組むことを期待する。

**重点分野・対象地域についての考え方及びリソース配分の再整理**

**経済振興への支援にも取り組むことに伴い、開発の負の側面（地域間格差・環境問題等）への配慮を強化すべき。**

2007 年の日本・モザンビーク政府間の政策協議で合意された重点 3 分野（地方開発・経済振興、人的資源開発、ガバナンス）のうち、地方開発・経済振興に重点を置いたのは適切である。今後は、成長プロセスでの開発の負の側面、地域間格差や環境・公害問題等への配慮を十分に行っていくべきである。ガバナンスは 2 つの重点分野を支えるための共通の基盤であり、その重要性についてメッセージを出していくべきである。特に、日本は今までの実績を踏まえて行政能力の向上を支援していくべきである。今後、円借款を通じた協力が展開されて行く中で、債務持続性に留意しつつ健全な公的債務管理に取り組む必要がある。

**日本の特徴や強みをいかした、メッセージ性のある援助に取り組むべき。**

一応、現地の体制が整った現在、総合的援助機関としての新 JICA の発足（2008 年）に伴い、今後、より政策インパクトがあり日本の存在感が更に高まるような援助を行うよう努めるべきである。日本の援助の特徴や強みをいかしたメッセージ性の強化や、モザンビーク



建設中のザンベジ橋

政府及びドナーとの協調・パートナーシップの取組への方針を明確にしていくことが課題である。

**支援対象地域の検討では、プログラム化や地域開発支援等も意識すべき。**

新規案件の形成・採択にあたっては、案件相互の関連性やプログラム化をより意識しながら戦略的に協力を行っていくことが望ましい。また、現在の日本側の限られた人員体制を考慮し、日本の特徴や強みをいかした、メッセージ性のある援助に向けて対象の案件と地域を絞ることも検討すべきである。円借款の供与が開始された北部地域支援においては、既に検討が進められているようにプログラム化を意識すべきである。省庁横断的、地域横断的な開発については、政策対話を通じて開発ビジョンをモザンビーク政府高官と緊密に共有していくことが重要である。

**アジアでの協力経験や現場経験に基づき、政策レベルへの関与を強化すべき。**

モザンビーク政府は日本の援助の特徴・強みとして、無償資金協力インフラにおいては技術力、技術協力においては人を介した援助、青年海外協力隊による草の根レベルでの人的サポートを指摘し、謝意を示している。こうした取組は日本のアジアでの協力経験が土台となって長年蓄積されてきたものである。日本がアジアで実践してきた自律のための開発を積極的に支援していくことは、モザンビークの中長期の開発にとっても重要である。

**援助実施プロセス・現地機能の強化**

日本は、メッセージ性の強化の観点から人材配置、政府及びドナー政策との対話への参加、案件の優先順位付けや採択を行っていくべきである。

**援助協調へのメリハリある取組を目指すべき。**

日本はより戦略性のある援助協調の参加を検討すべきである。GBS（一般財政支援）への参加も選択肢の 1 つではあるが、まずはより実務に近いレベル、すなわち日本の重点分野に関連したセクター・課題会合で発言力を強化し、議論を主導する蓄積を持つことが重要である。

**モザンビーク政府関係省庁との更なる対話の強化を図るべき。**

今後とも現地レベルで、年次政策協議を継続していくことが重要である。加えて、重点支援分野について、実務レベルでの協議を定期的に行い、包括的な観点から開発ニーズに対応した支援が行える仕組みの強化や、緊急を要する要請にも迅速で柔軟に対応できるような体制を整備していくことが求められる。

# エクアドル国別評価

調査実施期間：2008年6月～2009年3月

評価主任：今里義和（東京新聞前論説委員）

アドバイザー：清水達也（日本貿易振興機構アジア経済研究所副主任研究員）

コンサルタント：株式会社三菱総合研究所

エクアドル



## 評価方針

### 目的

本件評価調査は、日本の対エクアドル支援の意義を踏まえ、エクアドルの政治・経済・社会状況及び開発政策を分析した上で、日本の対エクアドル援助政策を全般的に評価し、今後の対エクアドル援助の政策立案及び援助の効果的・効率的な実施に資するための教訓や提言を得ることを目的として実施した。また、評価結果を公表することで国民への説明責任を果たすとともに、関係国政府・機関関係者や他ドナーに評価結果をフィードバックすることで、日本のODAの広報に役立てること等を目指している。

### 対象・時期

本評価では、2005年7月に策定された日本の対エクアドル援助方針を評価対象となる政策と見なした。一方、評価対象とする一連の援助活動については、2005年7月以降とすると評価対象期間が短くなってしまうため、国別評価の一般的な慣行と照らして、原則として、評価対象年度の前年度からさかのぼり5カ年、すなわち、2003年度から2007年度までに実施された援助活動を対象とし、その結果とプロセスを評価することとした。

### 方法

本評価を行うにあたり、まず、評価の視点、評価項目、評価指標を示す評価の枠組みを作成した。この枠組みに基づき、主として「政策の妥当性」、「結果の有効性」、「プロセスの適切性」の3つの側面から評価を行った。本評価のため、日本国内における文献調査・インタビュー調査に加え、2008年9月から10月にかけてエクアドルにおいて現地調査を行った。

## 評価結果

### 政策の妥当性

「貧困対策」、「環境保全」、「防災」という日本援助の3重点分野は相手国政府との政策協議を経て決定され、エクアドル政府側で当時有効であった開発計画や同国の抱える開発課題を踏まえたもの。ただし、2007年1月のコリア現大統領就任以前は、エクアドル政府の政権交代が相次いだことから、厳密な意味で各政権の開発計画との整合性を確保することができてきたかどうかは必ずしも明確でない。日本の上位政策との関係では、ODA大綱・中期政策との整合性が確認されたが、外交方針との関係では、エクアドルという個別の国に対す

る日本の外交方針は必ずしも明確でなく、それと日本の対エクアドル援助方針との整合性を丹念に検討することは困難であった。他ドナーとの関係では、日本の重点分野のうち、貧困対策、環境保全は、エクアドルの主要開発課題として、多くの他ドナーも共通して重点分野に据えている。「防災」を大きな柱にしているドナーは日本以外に見当たらないが、フランス、ドイツ等が同分野で援助を実施してきている。欧米ドナーや国際機関がガバナンス強化を重要課題に掲げる一方で、日本は同分野を重点課題に掲げていない。

### 結果の有効性

結果の有効性について主に貧困対策、環境保全、防災の3つの重点分野から評価した。

貧困対策については、職業訓練、農村支援、教育・保健セクター支援など、多岐にわたり貧困対策に資する援助を実施し、おおむね着実な成果を挙げていることが確認された。一方、中長期的に自立可能な貧困対策のためには経済産業基盤整備が必要だが、援助はあまり行われていない。

環境保全については、ガラパゴス諸島海洋環境保全計画プロジェクトが行われ、現地当事者間の協力による自立的な取組を促す上で着実な成果を挙げている。なお、エクアドル全土で見た場合、ガラパゴス以外の地域においても、アマゾン自然体系保護や下水道整備のニーズが存在しており、本土における環境保全支援の可否を検討する余地が有る。

防災については、火山監視能力強化プロジェクトが、エクアドル政府の火山予知機関である地球物理研究所の機能強化に貢献し、近年発生した火山噴火の際の早期警報の発出にも寄与。ただし、エクアドルの火山対策には、住民の啓蒙や火山情報の都市計画への反映など、日本の支援ではカバーし切れていない課題もある。

### プロセスの適切性

日本の対エクアドル援助重点分野は、エクアドル政府との政策協議を経て決定されたが、その後、同国の政権交代で十分な政策協議が行われない状況が続いている。2007年成立のコリア政権は安定政権となる可能性があり、同政権との政策協議が可能な状況が整う可能性。現地ODAタスクフォースは月1回の頻度で開催。ドナー会合は、現政権発足後自然消滅していたが、新設のエクアドル国際協力庁（AGECI）が主体的にドナー協調に取り組みつつある。



サン・マルティン・デ・ヴェラニーヨ地区の深井戸ポンプ場



チンボラソ県で供与された巡回医療車の外見

## 提言

### 対エクアドル外交政策及び同国への援助との連携の明確化

エクアドルという1人当たり国民総所得2,840ドルともう少しで高中所得国入りする低中所得国（以下、準中進国と呼ぶ）であり、日本と地理的に遠く政治・経済的結び付きが強いとは言えない同国に対して援助を行うことについて、広く日本国民の理解を得るためには、日本外交における同国の意義、同国に対して援助を行うことの意義を明確にする必要がある。

### 日・エクアドル間の政策対話の強化

主としてエクアドル側の頻繁な政権交代とそれに伴う各省幹部の頻繁な交代に起因し、近年、日本と同国との政策対話が不十分な状況が続いている。2007年に発足したコリア政権は、今後の動向を見守る必要があるとは言え、比較的安定した政権となる兆しを見せており、同政権の動向や同政権下の体制整備を見守りながら、政策対話強化を図ることが可能である。

### 貧困削減のための産業基盤強化支援の実施

エクアドルは見掛けは準中進国だが、実態としてエクアドル経済は石油収入に大きく依存している一方で産業基盤は脆弱であり、自立可能な状況とはほど遠い。これまで日本は「貧困対策」のために、職業訓練や農村開発等を通じて直接的な裨益（ひえき）効果を持つ援助を実施してきた。このようなアプローチは引き続き妥当性を持つ一方で、今後は、産業基盤強化に資する援助を実施することで、同国全体としての経済自立性を高めもって貧困削減を促していくことも必要である。

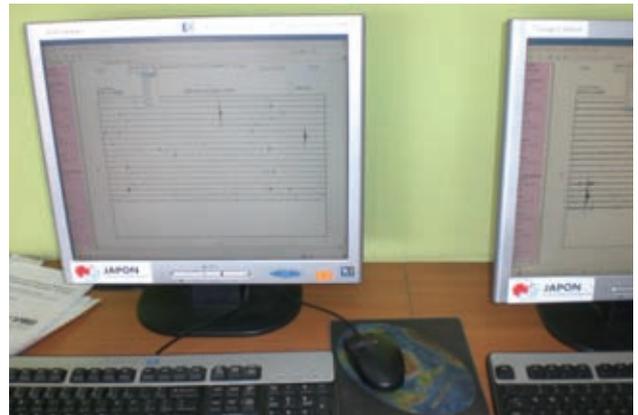
### 周辺地域や地域外への波及効果を考慮した費用対効果の高い援助実施

同国の1人当たりGNIのレベルや、同国と日本との政治・経済的な結び付きの程度を考えた場合、同国のみ貢献する援助を多額に実施していくことについて日本国民の理解を得ていくことは難しい。このため、同国のみならず、同国の周辺地域であるアンデス地域、ひいては中南米全体、さらには環太平洋地域への波及を考慮した費用対効果の高い援助を実施していくことが必要である。

### 外務省や近隣公館との連携による現地 ODA 広報の強化

エクアドルにおける ODA 広報活動とその成果について確認したところ、日本大使館として種々の ODA 広報活動に取り組んでいるにもかかわらず、現地報道機関関係者や一般市民の間で、日本の ODA の

活動内容やその成果について必ずしも十分に認知・理解されていないことが分かった。現在の在エクアドル日本大使館の体制を考えた場合、同大使館が単独でそれだけの情報発信をしていくことは困難である。このような状況の中で、現地大使館からの情報発信を強化するためには、外務省や近隣大使館と連携することにより、現場での負担を軽減する工夫が必要である。



火山監視能力強化プロジェクト



ガラパゴス環境教育コミュニティーセンターの様子

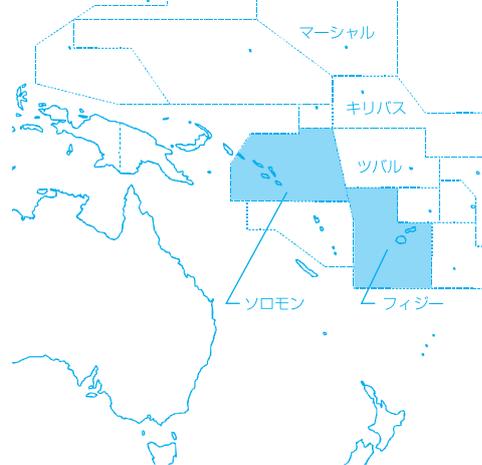
# 太平洋島嶼国国別評価

調査実施期間：2008年6月～2009年3月

評価主任：野田真里（特定非営利活動法人名古屋 NGO センター理事・中部大学准教授）

アドバイザー：関根久雄（筑波大学大学院人文社会科学部研究科教授）

コンサルタント：財団法人国際開発センター



## 評価方針

### 目的

本評価は、日本の太平洋島嶼国に対する援助政策を全般的に評価・分析し、これまでの支援の成果を確認するとともに、今後の日本の援助の効果的・効率的な実施に資するための教訓や提言を得ることを目的として行われるものであり、とりわけ2009年5月に開催される第5回太平洋・島サミット（PALM5）へのインプットを念頭においている。本評価では地域全般の評価及びケーススタディ国の国別評価の2本立てとした。ケーススタディ国の選定に当たっては、開発ポテンシャル別に太平洋島嶼国を3つのグループ（グループ1：比較的資源が豊富で経済規模が大きく、地域に政治的影響力のある国々、グループ2：当面援助必要・将来諸制度（土地制度、社会制度等）が整備されて人材育成が進んだ場合自立可能性有、グループ3：脆弱性が高く、継続的援助必要国）に分類し、グループ1からはフィジー（国別評価対象国）、グループ2からはソロモン（国別評価対象国）、グループ3からは環礁国（キリバス共和国（キリバス）、マーシャル諸島共和国（マーシャル）、ツバル：既存資料による分析対象国）を選んだ。また、本評価のもう1つの目的として、評価結果を公表することで国民への説明責任を果たすとともに、関係国政府・機関関係者や他ドナーに評価結果をフィードバックすることで、日本の国際協力の理解促進に役立てることを目指している。

### 対象・時期

2003年度以降の太平洋島嶼国地域への援助政策を対象とする。

### 方法

本評価分析においては、まず支援実績を含む政策目標を整理した上で、「政策の妥当性」、「結果の有効性」、「プロセスの適切性」の各視点から検証し、教訓を抽出するとともに提言を行った。実施手順としては、評価の実施計画策定、国内情報収集、現地調査を経て、収集情報を分析し報告書を作成した。

## 評価結果

### 政策の妥当性

太平洋島嶼国地域に対する日本の地域援助政策（沖縄イニシアティブ及び沖縄パートナーシップ）と日本の上位政策（ODA大綱、ODA中期政策）、地域開発政策（パシフィック・プラン）、及び国際的優先課題（MDGs、モーリシャス戦略文書等）との整合性は、おおむね高い。他方、同地域では、食料安全保障、環境・気候変動等の課題が顕在化しており、今後の日本の援助の方向性として、これらの課題への対応を検討する必要がある。フィジー、ソロモンにおける援助重点分野は、日本の地域援助政策を基に各国のニーズを反映した形で策定されており、整合性は担保されている。特に、ソロモンにおいて「地方開発」が現場のニーズに即して加えられたことは高く評価できる。

その一方で、上述の地域援助政策は、ややもすると「網羅的」であったが、より効果的な援助を行うために太平洋島嶼国地域の優先課題を特定し、焦点を明確にして、援助の効果を高める必要があることも確認された。また、太平洋島嶼国は多様であり、地域共通の課題に加えて、各国固有の課題もかかえているため、相手国やドナーにビジネスな「国別の援助戦略」の必要性が認められた。

### 結果の有効性

#### フィジー

フィジーは、太平洋島嶼国地域の広域支援の拠点であり、特に、保健分野での予防接種事業強化、教育分野での南太平洋大学の域内遠隔教育ネットワーク構築への支援が、周辺島嶼国への裨益（ひえき）を含めて効果が高い。今後は、こうした取組の効果を更に高めるため、拠点国としてのフィジーの能力強化を支援するとともに、受け手側の周辺国でのフォローアップ能力の強化や支援を手厚くすることが望まれる。また、JOCV/SV派遣、草の根・人間の安全保障無償資金協力（以下、草の根無償という）は、フィジーにおいて「人々の目線に立った、顔の見える」地域密着型の支援スキームとして高い評価を得ている。今後の方向性として、開発ニーズの高い地方への展開、NGO/市民社会との連携等を通じた援助の効果・効率性の更なる向上を図ることが望まれる。

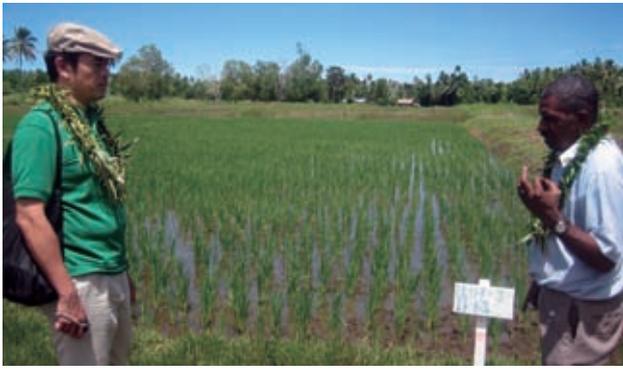
#### ソロモン

民族紛争（エスニック・テンション）以降の復興フェーズにおける日本の基幹インフラ整備は、現地ニーズを適格に把握した時宜を得た援助であった。地方開発分野においては、「食と職」の確保について効果が上がっている。すなわち、現地NGOのAPSDソロモンによる定置型有機農業普及の取組のグッド・プラクティスが示すとおり、地方の人々の生活基盤となっている自給経済を強化し食料の安全保障を図る一方、市場へのアクセスを改善し現金収入を得る、伝統部門と近代部門の二重戦略（デュアルトラック）による支援を効果的に行ってきている。また、JOCVの活動は、同国において技術移転の主要なスキームとして高い評価を得ていることのみならず、日本とソロモンの友好関係の構築に大きな役割を果たしてきたことが確認された。

### プロセスの適切性

#### フィジー

対フィジー援助方針の策定プロセスは、政治的な阻害要因があったものの、おおむね関係者間の十分なコミュニケーションのもと策定された。一方、相手国や他ドナーにビジネスな「国別の援助戦略」がないため、日本の援助政策の周知や援助のプログラム化の点で課題も残った。実施体制については、限られたリソースを十分活用するための工夫（広域案件を中心としたプログラム形成等）がなされており高く評価できる。その一方で、広域案件の効果を更に高めるために、フォローアップ体制の強化を図ることを検討する必要がある。また、JOCV/SV派遣、草の根無償案件の地方への戦略的展開を可能にする実施体制を検討することが望まれる。



現地フィールド調査（APSD ソロモン、パーマカルチャーセンター）



SV（養殖）活動視察

## ソロモン

対ソロモン援助方針の策定プロセスは、おおむね関係者との十分なコミュニケーションのもと策定されたと結論できる。他方、相手国や他ドナーにビジブルな「国別の援助戦略」がないため、日本の援助政策の周知や援助のプログラム化の点で課題も残った。また、現地 ODA タスクフォースの意見具申により「地方開発」が重点分野に加えられたことは、現場のニーズを政策に反映した好事例といえる。さらに、専門家が先方政府援助窓口機関に配置されたことで、日本の援助実施プロセスの周知、他ドナーとの連携が促進された。その一方で、フィジー同様、JOCV/SV 派遣、草の根無償案件の地方への戦略的展開を可能にする実施体制を検討することが望まれる。

## 提言

本評価の調査結果・教訓をもとに、太平洋島嶼国地域共通の援助への提言、フィジー（グループ1）、ソロモン（グループ2）、キリバス、マーシャル、ツバル（グループ3：環礁国）への援助政策の方向性に対する提言を以下に行う。

### 太平洋島嶼国地域共通

基本認識：日本と太平洋島嶼国は太平洋の美しい自然と豊かな資源を共有する同じ島国のパートナー

基本方針：経済や環境の脆弱性に焦点を当てた、「人間の安全保障」の実現に向けた支援

■援助の焦点を以下のとおり明確に定めてプログラム化を図る。

- ・「食と職」分野：経済の脆弱性への支援
  - 食料安全保障（自給農業振興及び漁業開発）
  - 地域開発（地方における自給経済の安定と現金収入の確保）
  - 基礎教育とスキル教育（現金収入の機会をつかむことができる人材の育成）
  - 保健（これまでの実績を活かした MDGs サポート、J-PIPS 等の継続）
  - 「食と職」の安定のための市場へのアクセスと地域ネットワークを結ぶインフラ整備
- ・「環境と防災」分野：環境の脆弱性への支援－「太平洋環境共同体」（仮）を目指した取組
  - 廃棄物対策等、環境への脆弱性軽減（特に環礁国）
  - 水資源確保（島嶼国共通課題）
  - 気候変動に伴う自然災害への対応
  - 防災のためのコミュニティ強化と人づくり
  - 環境・防災のためのインフラ
  - 広域の環境セクター支援のための「日本太平洋環境基金（仮）」の設立

■太平洋・島サミット開催の意義を踏まえた、日本の対太平洋島嶼国地域重視姿勢を示すのに見合う割合の援助を実施する。

■「国別の援助戦略」の策定：民間協力にも配慮した包括的でビジブ

ルな支援戦略を策定し、相手国・他ドナーに明示し、援助の効率化を図る。

- 焦点を明確にしたプログラム化の推進：上記の2つの重点分野に基づき、プロジェクトやスキームの連携によるプログラム化を行い、援助の効率化、効果を高める。
- ボランティア専門家（仮）の創設と JOCV の戦略的投入：優先分野と地域を選定し、専門性の高いボランティアを中心に集中的に配置するとともに、ボランティアベースでの広域協力を行う。
- NGO/市民社会との連携強化、及び現地 ODA タスクフォースを中心とした迅速で機動的な草の根無償、草の根技術協力の活用を行う。
- キャパシティ・ディベロップメントを通じて、特に開発政策の基礎となる情報収集・分析能力強化への支援を行う。
- ビジブルでセクターワイドな広域支援のスケールアップ・プログラム化の促進：マルチ・バイ協力の推進、グッド・プラクティスの広域化、広域の環境セクター支援のための基金の設立。
- 日本の援助政策・案件の更なる認知度の向上のための取組を行う。

### フィジー（グループ1）

- 広域協力の拠点としての能力強化（人づくり＝教育・保健、防災）と、ニーズの高い課題（「食と職」、観光）への対応。
- 国別の援助戦略策定による日本の援助政策のビジブルな明示－焦点の明確化によるプログラム化、効率化と援助調整の促進。
- JOCV/SV 派遣のプログラムにおける位置付けの明確化－ボランティア専門家（仮）による連携強化とリソースの「選択と集中」。
- 草の根無償の実施体制強化－ニーズの高い地方・離島での現場主導による実施の効率化。

### ソロモン（グループ2）

- 「食と職」の確保に資する援助を－伝統的な自給自足の生活をベースとし、近代的な現金収入の手段を得る取組に対する二重戦略の支援。
- 地域開発を通じた紛争要因の除去－都市と地方との格差を是正する取組への支援。
- NGO/市民社会と連携した「地域開発」と「食料安全保障」－グッド・プラクティスの構築とスケールアップへの支援。
- JOCV の集中的投入とボランティア専門家（仮）による目に見える成果を目指す。
- 復興・緊急援助から自立的発展につながる焦点を明確にしたインフラ整備支援への展開。

### キリバス、マーシャル、ツバル（グループ3：環礁国）

- 環礁国の特徴と支援の方向性：グローバル化による様々な脅威からの保護とエンパワメント。
- 「食と職」における保護とエンパワメント。
- 「環境と防災」における保護とエンパワメント。
- 非ODA部門（レント収入、海外送金、観光等）における支援・配慮。

# ルーマニア／ブルガリア国別評価

調査実施期間：2008年6月～2009年3月

評価主任：田中弥生（独立行政法人大学評価・学位授与機構准教授）

アドバイザー：中島崇文（学習院女子大学国際文化交流学部准教授）

コンサルタント：財団法人国際開発センター



## 評価方針

### 目的

- 日本の対ルーマニア／ブルガリア援助政策の総括評価として支援の成果を総合的に確認すること。
- EU加盟を果たした両国に対して、ODA卒業を見据えた援助の在り方を考える上で参考となるような提言を得ること、加えて、ルーマニア／ブルガリアがODA卒業を間近に控えていることから、対ルーマニア／ブルガリア援助と類似の特徴を持つ他国への援助に際して参考となる教訓を導き、提言を得ること。
- 評価結果の公表を通じて国民への説明責任を果たすとともに、ルーマニア／ブルガリア政府関係者や他ドナーに評価結果をフィードバックすることで今後の両国の発展の参考とし、かつ日本の援助の広報に資すること。

### 対象・時期

ルーマニア／ブルガリアがG24の支援対象国となった1990／1991年から両国がEUに加盟した2007年まで。

### 方法

外務省発行の『ODAガイドライン第4版（2008年5月）』及びその後のODA評価有識者会議での議論に基づき、「政策の妥当性」、「結果の有効性」、「プロセスの適切性」の3つの視点から総合的に検証を行った。

### 評価の制約

国別援助計画は援助量・戦略的重要性を考慮して策定国を選定していることから、ルーマニア／ブルガリアに対しては、これまで国別援助計画が策定されておらず、あるいはそれに類する日本の援助計画を明文化したものが存在しない。また、本評価の対象期間が長期にわたること、ルーマニア／ブルガリアがDAC分類においてODA対象国に分類されていなかったことから、入手できる情報・データが限定されていた。本評価は、以上の制約の下で、入手可能な情報・データを関係諸機関からのヒアリング調査に基づいて実施された。

## 評価結果

### 政策の妥当性

日本の対ルーマニア／ブルガリア援助は、両国の国家目標である民主化・市場経済化、EU加盟を一貫して支援してきた。この支援内容は、日本の上位政策（新旧ODA大綱、新旧ODA中期政策）、主要ドナーの援助政策や国際潮流とも合致しており、整合性は高い。

ルーマニア／ブルガリアにおいては、ドナー会合の実績は多くない。EUが最大かつ最重要なドナーであったため、案件形成時に他ドナーの援助動向を把握し、適切な政策協議が行われていれば、ドナー間で援助が重複することはなく、援助協調の必要性は高くなかった。

日本は、大使館、JICA現地事務所を中心に相手国政府と日常的に密なコミュニケーションを取り、案件形成時には必要十分な情報収集を行ったため、援助協調が少ないことによる問題は確認されなかった。

一方、日本の重点分野は、他ドナーと比較するとやや分散傾向にあり、「選択と集中」の観点からは、重点分野の絞込みが検討されるべきであった。しかし、重点分野が分散傾向となったのは、相手国に定期的な開発計画が策定されない状況が続く中、日本が具体的な支援を検討する言わば試行的段階が続いたことが1つの理由と考えられる。そのような状況の中、日本が、地震災害対策、省エネ対策、港湾・地下鉄整備等、日本が比較優位をもつ領域で支援を行ってきたことは評価できる。

また、日本の文化無償資金協力による機材供与、施設建設などは、他のドナーにはない貴重な協力としてルーマニア／ブルガリアで高く評価されていたことが現地調査を通じて確認された。

### 結果の有効性

日本の対ルーマニア／ブルガリア援助政策・援助活動は、両国への援助の政策目標である「市場経済化」、「二国間関係の発展」に、一定の役割を果たしたと評価できる。

「市場経済化」については、ルーマニア／ブルガリアが2007年にEU加盟を果たしたことから、EU加盟支援を通して両国の「市場経済化」を目指すという日本の政策目標は達成された。ただし、日本の貢献度を資金規模だけで見ると、総額でEUの10分の1程度であることから、日本の貢献度は限定的であったと言わざるをえない。援助の重点分野における目標の達成度では、インフラ整備、環境保全、省エネ等において顕著な改善がいくつか確認された。

「二国間関係の発展」では、日本のODAと二国間関係の発展の因果関係を定量的に説明することは困難ではあるが、日本のODAの独自の協力である人的交流・人材育成を重視した協力、文化協力等を通して相互理解が促進され、二国間関係の発展に貢献した。外交関係、経済関係、文化関係それぞれの局面において一定の成果が確認された。

有効性の促進要因として、ルーマニア／ブルガリアが東欧諸国の中でも親日国であることが挙げられる。最も困窮した時代に日本がタイミング良く支援してくれたという感謝の念、頻繁な広報による日本のODAの認知度の高さ、旧共産党時代からの良好な歴史が、親日度を高めた要因と考えられる。また、相手国の状況とその時々ニーズを的確に把握し、柔軟にスキームを使い分けた協力を行った点も促進要因として指摘できる。具体的には、研修受入・専門家派遣から開始し、相手国の受入れ態勢が整ったところで技術協力プロジェクトを実施し、マクロ経済が安定したところで円借款の供与を行うというプロセスが取られた。さらに、日本は各重点分野の中でも、日本が高い技術を有し、比較優位を持つ領域に協力を集中させていた。ルーマニア／ブルガリアが日本の高度な技術を受入れられる体制・能力を備えた中進国であったことも功を奏し、結果、高い成果の発現に繋がった。

援助効果の持続発展性の観点では、ルーマニア／ブルガリアがODA卒業の段階にあることから、これまでの協力で培われた人的アセットの維持・活用とODA卒業戦略について両国の取組を確認した。



ブルガリア外務省でのヒアリング

両国とも JICA 研修員同窓会が創設されており、JICA 事務所閉所後の活動の維持が期待される。ブルガリアでは、技術協力プロジェクトからの波及効果として、ブルガリア産業界の品質向上に関する表彰制度が創設されている。このような具体的なタスクを持つことで、組織の持続発展性が高まると期待される。また、ODA 卒業戦略として、EU 加盟に伴いドナー化が義務付けられた両国に対するドナー化支援のための CD (キャパシティ・ディベロップメント) と、CD の先にある ODA 案件の日本との共同開発・共同実施が検討されている。その際、JICA 同窓会メンバーをリソースパーソンとして活用することも期待されている。

### プロセスの適切性

協力開始当初、ルーマニア／ブルガリアとも JICA 事務所は開設されておらず、JBIC 事務所は最後まで開設されなかったが、大使館と現地 JICA 事務所を中心に密な連携が取られ、適切な援助実施プロセスが取られてきた。公式な政策協議の実施回数は少ないものの、プロジェクト選定調査等の機会を利用して、日本及びルーマニア／ブルガリアの関係諸機関と情報共有を図ってきた。

また、協力開始当初は、両国とも西側諸国から援助を受けた経験が少なく、日本の援助スキームの説明、信頼関係の構築が必要であったが、大使館や JICA 事務所を中心に、長年の努力の結果、良好な関係が継続している。両国では、援助協調の必要性は高くなかったが、日本側の密なコミュニケーション努力と、両国のオーナーシップの高さ、中進国としての受入れ能力の高さが、それを補っていたと考えられる。

特にブルガリアにおいては、体制転換後の政情が不安定な時分より、大使館がメディアとの信頼関係の構築に努力してきた。この結果、日本の協力は、国営放送等で頻りに報道されるほどになっている。広報によって日本の ODA の認知度が上がり、国民レベルでの親日度が高まることによって、後継の日本の協力が賛同が得られ、スムーズな実施が可能となり、結果高い効果が発現するという好循環が確認された。

## 提言

本評価の対象国であるルーマニア／ブルガリアは、日本の ODA 卒業の段階に差し掛かっている。このため、以下の提言は、ルーマニア／ブルガリア援助と類似する特徴を持つ他国への援助をも対象とした提言となるよう一般化を試みたものである。

### 「国別援助計画」あるいはそれに準じる援助計画の策定

PDCA サイクルの構築と維持は骨太方針にもうたわれ全省庁的なコンセンサスとなっている。ODA 政策も例外ではなく、評価から得られた教訓や提言を次の行動計画に反映するように努めてきた。援助計画とはまさに PDCA サイクルの P (plan) にあたるところである。よって、援助計画がないということは PDCA の「P」が欠落することになり、PDCA サイクルの構築と維持を困難にすることになる。



農協組合員からのヒアリングの様子

2008 年現在、ルーマニア／ブルガリアを含め、日本の二国間 ODA 対象国の 80% 以上にあたる 123 か国については国別援助計画が策定されていない。援助計画は、政策担当者や実施機関の案件管理手段であるだけでなく、当該国における ODA が目指す目的と方向を示すメッセージでもあり、相手国政府及び国民、また日本国民への伝達手段である。また、援助計画を策定し、それを公開することは国民への説明責任という点からも肝要である。全ての国に重点国と同等の援助計画を求めることは、時間の面からもコストの面からも現実的でないことから、現行の国別援助計画に準じる形で、援助目的、方針、重点分野を明らかにした国別援助計画 (簡易版)、ストラテジー・ペーパー、あるいはそれに類するものを作成することを提言する。

### トップドナーでない国における援助の工夫の他への活用

トップドナーでない国においては、人的交流・人材育成、日本の比較優位性、日本の独自性を重視した支援等を行うことにより、少ない援助資金でより大きな効果が得られるような工夫を意図的に行うことを提言する。

### ODA 卒業国への戦略的支援の実施

ODA 卒業国に対しては、これまでの援助で培われた人的アセットの維持・活用、ドナー化支援のための CD を行う等、戦略的支援シナリオを準備することを提言する。

CD 支援の際には、両国にも相応の費用負担を求める等、卒業国としての自立を促すよう留意する必要がある。また、CD 研修に終わらず、例えば日本の比較優位性の高い分野において、第三国への ODA 支援を日本と共同で開発、実施する「三角協力」のシナリオが用意されていることが望ましい。「三角協力」を実施する際には、最終的な援助対象国となる第三国の選定を慎重に行うことが肝要である。援助対象となる国は、ルーマニア／ブルガリアといったパートナー国との政情、近隣国との関係など日本の外交上の視点にも留意して選定する必要がある。

「三角協力」を実施する際、ルーマニア／ブルガリアの JICA 同窓会のリソース等、日本の協力で育成された人的アセットをいかせれば、日本国のみならず諸外国に対してもアピールしうるドナー化支援のモデルの 1 つとなるだろう。



ルーマニア国立美術館に供与した映像機材



# トルコ国別評価

調査実施期間：2008年6月～2009年3月  
評価主任：望月克哉（アジア経済研究所新領域研究センター専任調査役）  
アドバイザー：内藤正典（一橋大学大学院社会学研究科教授）  
コンサルタント：グローバルリンクマネジメント株式会社

## 評価方針

### 目的

- 日本の対トルコ援助政策を全般的に評価し、今後の日本の対トルコ援助政策立案及び援助の効果的・効率的な実施に資するための提言を得ること。
- 評価結果を公表することを通じて国民への説明責任を果たすこと。
- トルコ政府関係者や他援助機関に評価結果をフィードバックし、今後の同国開発の参考となる情報を提供すること。
- 日本の対トルコ援助の広報に貢献すること。

### 対象・時期

トルコは日本の「国別援助計画」の策定対象国でないため、1998年の経済協力政策協議で確認された4重点分野等を中心に援助を実施している。そのため本評価では、同協議が実施された1998年から2007年までの期間に開始、継続あるいは終了した有償資金協力、無償資金協力、技術協力等、全ての援助事業を対象とした。なお、経済協力政策協議が2008年7月に10年ぶりに開催されたため、同協議については、本件評価の対象とした。

### 方法

「ODA評価ガイドライン」第4版（2008年5月）及びその後のODA有識者会議における議論に基づき、「政策の妥当性」、「結果の有効性」、「プロセスの適切性」の3つの視点から総合的に検証し、評価を行った。具体的には、検討会を開催しつつ、評価の実施計画の策定、国内文献・インタビュー調査及び現地調査、最終報告書の作成を行った。

## 評価結果

### 政策の妥当性

「政策の妥当性」については、日本の対トルコ援助政策について、日本のODA政策、トルコの国家開発計画、トルコ側の現時点でのニーズ、国際的な優先課題、他援助機関の援助政策の5つの側面から評価を行い、いずれの側面においてもおおむね妥当性は高いとの結果が得られた。しかし、日本の対トルコ援助政策の重点分野のうち、「南南協力」についてはトルコ自身による周辺国への支援が拡大していること、「格差是正」についてはトルコが独自の大規模事業を展開していることから、新たな協力の在り方を検討する必要がある。さらに、トルコ側関係機関からの支援の要望が高い科学技術分野での協力についても今後検討が必要である。

### 結果の有効性

「結果の有効性」については、日本の対トルコ援助の5つの重点分野別の有効性を中心に検証を行い、それぞれ成果を上げていることが確認された。各プロジェクトの主な成功要因としては、トルコ側の政策及び産業界のニーズとの合致、長期・継続的な支援による過去の技術協力の成果や知見・経験の活用、トルコ側の高いオーナーシップ、日本の比較優位性の高い分野への支援（特に地震・防災分野、先端技術移転）、スキーム間の連携による相乗効果などが挙げられる。また、本評価では、過去10年間におけるトルコの急速な経済社会開発等に果たした日本の援助の貢献について分野横断的な検証を試みた。その結果、イスタンブールにおける都市交通環境の改善及び経済社会開発に対する成果やインパクトの発現見込みや、研修事業を通じたトルコの人材育成に対する日本の貢献などの点が確認された。

### プロセスの適切性

「プロセスの適切性」については、日本の対トルコ援助政策の策定・実施プロセス共に、おおむね適切であった。特に、実施プロセスにおいては、日本側によるスキーム間の連携による相乗効果の発現や、両国間の良好なコミュニケーションが特筆できる。一方、トルコ側政府関係機関及び他の援助機関関係者の間においても、日本の支援については十分に周知されていない点や、援助実施手続きにおける一層の改善・円滑化、草の根・人間の安全保障無償資金協力及び文化無償資金協力に関する更なる効果測定のためのモニタリング・評価体制の改善、ジェンダー主流化の視点に立った援助の推進など、いくつかの課題が存在している。



農業村落省でのインタビュー



イスタンブール長大橋耐震強化計画サイト訪問



ボスボラス海峡横断地下鉄整備計画サイト訪問

## 提言

### 重点分野における「選択と集中」

日本の対トルコ援助重点分野については引き続き支援を行いつつも、今後は地域や援助スキーム及び重点分野内の「選択と集中」の強化を行い、効率的・効果的な成果の発現を図ることが必要である。具体的には、日本の比較優位性の高い分野（環境エネルギー分野、工業・先端技術分野での人材育成、地震対策）への協力や、草の根・人間の安全保障無償資金協力によるトルコ東部・南東部への支援などが考えられる。

### 中東地域の安定と発展に資するための南南協力の推進

対トルコ援助政策の重点分野の1つである南南協力は、高い評価を得ている。開発協力という一面だけでなく、外交政策ないし地域協力の観点からも、今後は中東地域の安定と発展のための「第三国への共同支援」等を重視した協力関係の構築が必要である。

### これまでの協力成果の有効活用と維持

トルコは、近い将来、援助卒業国となる可能性が高いため、卒業までの期間に、これまでの協力成果の有効活用という視点を踏まえた支援が必要である。具体的には、帰国研修員の積極的な活用のほか、有償資金協力による協力成果の有効活用や維持のためにも、技術協力による施設の運用改善のための連携支援やフォローアップが有効である。

### 限られた援助スキームの特性をいかした協力

近年の大幅な経済成長に伴い、トルコにおいては活用できる援助スキームが限定的となることから、援助スキームの特性を最大限にいかしつつ、スキーム間の連携を図ることによって、協力効果の向上を目指す必要がある。

### 新しい援助スキームの活用

トルコ側からのニーズの高い、先端技術分野における大学との学術交流の推進に関しては、先端技術・科学技術分野に関する新しいスキームである「地球規模課題対応国際科学技術協力事業」の活用などが検討できる。具体的なテーマとしては、対トルコ援助の重点分野である環境分野や防災分野などに関する研究課題などが考えられる。

### 「トルコにおける日本年」の好機をいかした交流事業の推進と広報の強化

2010年に開催される「トルコにおける日本年」を契機として、良好な二国間関係を一層強化するため、ハイレベル対象のODAセミナー

ナーの開催、若年層を対象としたメディアを通じた対日広報の実施や、両国間の若手人材の学術交流の実施などが有益である。

### 援助政策の策定・実施プロセスの改善

日本側の援助政策の策定・実施プロセスに関しては、現地ODAタスクフォース主導による政策協議の実施、JICAトルコ事務所の人員体制の整備、援助実施手続きにおける一層の改善・円滑化、より成果の達成状況が測定できるようなモニタリング・評価体制の構築、ジェンダー主流化の視点に立った援助の推進などが必要である。



困窮地域に居住する母子のための訓練センター整備計画



## 「日本の津波支援」の評価

調査実施期間：2008年6月～2009年3月

評価主任：牟田博光（東京工業大学理事・副学長）

アドバイザー：源由理子（明治大学大学院ガバナンス研究科准教授）

コンサルタント：財団法人国際開発センター

### 評価方針

#### 目的

日本は、自らの過去の災害経験から培われた優れた知識や技術に基づき、緊急支援と並んで防災及び災害復興分野の重要性を強く認識して、積極的な国際協力を行っている。

2004年12月にインドネシアのスマトラ島沖で発生した大地震と、それに伴う大規模な津波により、インド洋沿岸諸国は未曾有の被害を受けた。これに対し日本は、緊急支援措置として表明した5億米ドルの無償支援のうち、2億5千万米ドル相当については、二国間無償資金協力（ノンプロジェクト無償）としてインドネシアに146億円、スリランカに80億円、モルディブに20億円を供与することを決定し、2005年1月に全額の拠出を完了した。また、2006年7月のジャワ島南西沖地震・津波災害等、インドネシアで立て続けに発生した災害に対しても、日本は緊急援助物資の供与をはじめとする各種支援を実施した。

本評価調査の目的は、津波被害に対する日本の支援にかかる政策の妥当性、結果の有効性及びプロセスの適切性を総合的に検証することにより、これまでの支援の成果を確認し、今後日本が効率的・効果的な災害支援を実施するための教訓や提言を得ることである。また、評価結果の公表により国民に対して説明責任を果たすとともに、関係国政府関係者や他ドナー等に対して評価結果をフィードバックすることにより日本のODAの広報に役立てることも目的としている。

#### 対象・時期

2004年12月のスマトラ沖大地震及びインド洋津波被害を受けたインド洋沿岸諸国への日本の支援を本評価の対象とする。本評価調査の分析が取り扱う範囲は、二国間の無償・有償資金協力並びに緊急援助を含む技術協力に加えて、当該災害発生に際して同時に行われた国際機関を通じた支援である。

#### 方法

本評価分析においては、まず支援実績を含む政策目標を整理した上で、「政策の妥当性」、「結果の有効性」、「プロセスの適切性」の各視点から検証し、教訓を抽出するとともに提言を行った。実施手順としては、評価の実施計画策定、国内情報収集、現地調査を経て、収集情報を分析し報告書を作成した。

### 評価結果

#### 政策の妥当性

津波支援開始当時、災害緊急復旧支援に関する上位政策と位置付けられる政府文書は策定されていなかった。従って、ここでは、ODA大綱に照らし、津波支援が整合性を有していたか否かを確認した。その結果、津波支援はODA大綱の目的、基本方針、重点課題、重点地域、またODA大綱に定められた援助実施の原則、援助政策の立案及び実施の在り方と整合したものであった。

各被災国の支援ニーズとの整合性を見ると、相手国側からの評価も高く、総じて整合性の高い支援であった。これには、日本の津波支援の二国間援助の部分において、その中心的な支援スキームをノンプロジェクト無償としたことにより、資金の供与後に相手国政府の支援ニーズに沿って現地で支援案件を形成することができたことが大きく貢献したものと考えられる。ただし、一部には、特に日本国内における災害支援とのバランスを考慮すると、過大な支援と考えられる事業も含まれた。

#### 結果の有効性

津波支援の主な受入国であるインドネシア、スリランカ、モルディブの各国別に検証した。

インドネシアに対する日本の支援は、緊急救援期においては、迅速性があり、プレゼンスも高く総じて有効であった。また、復旧復興期においても、日本の支援は、復旧復興支援という支援目的に合致した支援であり、ノンプロジェクト無償の長所を最大限に引き出した効果的な支援であった。ただし、ドナーによる支援全体の規模と比較した場合にはその量的貢献度は大きいとは言えない。また、多くの支援は、必要性・有用性のある内容となっているが、一部には、他の支援事業との連携上の課題や、実質的な使用頻度の面で、有効性（実効性）が現時点では十分に高いとは評価できない支援案件も含まれた。また、顔の見える援助という面からは、十分とは言えない面があった。

スリランカに対する日本の支援は、緊急救援期においては、迅速性が高く、大きなプレゼンスがあった。また、復旧復興期においては、同国の復旧復興事業に重要な役割を果たすとともに、単なる復旧にとどまらず「開発」目的の支援の要素も付加しており、ノンプロジェクト無償の長所を最大限に引き出した効果的な支援であった。日本による支援は量的貢献度も比較的大きく、必要性・有用性のみならず有効性（実効性）も高い。顔の見える援助という面からは、日本の支援は抑制的であったもののおおむね適切であり、シンボリックな案件の形成、広報活動などの面で改善の余地があった。

モルディブに対する日本の支援は、緊急救援期においては、迅速性、プレゼンス共に高く、また、復旧復興期における支援は概して復旧復興支援という目的に合致しており有効であった。更に、支援対象地域の住民にはよく認知されている。

国際金融機関への日本の信託基金を通じた支援については、機関及び対象国によってばらつきがあるものの、インドネシアにおけるアジア開発銀行の貧困削減日本基金（JFPR）プロジェクトの中には中止や活動の遅れに直面した案件があり、結果は必ずしも良好でない。その他のJFPR及び世界銀行の日本社会開発基金（JSDF）案件については、有効性という観点からはおおむね肯定的な評価をすることができる。

#### プロセスの適切性

インドネシアにおける日本の津波支援のプロセスはおおむね迅速かつ的確に管理・実施された。未曾有の大災害下でインドネシア中央及び州政府の行政・調整能力の低下など困難な状況に直面する中で、



現地インタビュー（ADB スリランカ事務所）

日本は、いち早く対応を開始し、緊急救援期にも迅速かつ確かな対応を行うとともに、復旧復興期に先駆けて、ノンプロジェクト無償を前提として146億円という支援額を表明し、明確な支援予算額を前提とした支援内容協議を行った。ノンプロジェクト無償の採用により、案件準備期間も大幅に短縮させた。一方、大規模なノンプロジェクト無償を実施し施設建設を含むプロジェクト型の案件を実施する上では、案件形成機能が不可欠となるが、日本側調達代理機関は本来的にプロジェクト型の案件の調査形成機能を十分に有していない面がある。JICAの緊急開発調査の活用を含め、案件形成機能の強化が必要である。

スリランカにおける日本の津波支援プロセスはおおむね迅速かつ適切に管理・実施されたと評価できる。日本は早いうちから現地ODAタスクフォースの主導により、緊急期から長期的な復興開発に至るまでを全体的に見渡した上で、スリランカ政府のオーナーシップを尊重しながら支援を進めた。日本はいち早く80億円という支援額を明確にしたことや、ノンプロジェクト無償スキームを採用したこと、またJICAの緊急開発調査を戦略的に活用することにより、案件の準備期間を大幅に短縮することができた。

一方、施設建設を行う場合には、その支援の目的を明確にした上で、被災前と比較してどの程度までのアップグレードを日本の支援として許容するのかといった何らかの基準をあらかじめ明確にした上で、相手国側と共有し設計・実施プロセスに反映させることが、今後の検討課題として考えられる。

モルディブについては、復旧復興支援の初動の対応では出遅れた感があったものの、「ノンプロジェクト無償運営管理委員会」により迅速に支援を実施した点は評価できる。一方、同委員会による現地主導の支援決定プロセスは、一部の案件で津波被害からの復旧復興支援の域を超えた支援の実施につながった側面は否定できず、今後同様な災害が発生した際の案件実施プロセスの在り方は検討課題である。

国際金融機関への日本の信託基金を通じた支援については、JFPRのプロジェクト形成には改善の余地がある。形成プロセスをより現地主導で実施することが重要である。また、実施の容易さを意識したシンプルな内容のプロジェクトを形成することも重要と考えられる。

## 提言

### 災害緊急復旧支援の目的の明確化と共有

災害緊急復旧支援の目的についての議論を関係者が進めるとともに、それをある程度明確化しておく必要がある。特に本津波災害のように被災国が多数にのぼる広域・大規模災害に対して今後日本が支援を検討する際に、その災害支援が目指す到達点についての大きな共通認識を関係者が有していることが望ましい。

### 日本と災害当事国との関係、相手国の援助吸収能力に合わせた支援規模に関する基準設定

被災規模のみならず、日本と災害当事国との関係、相手国の援助吸収能力などを考慮した災害緊急復旧支援の規模に関する基準を設定



ノンプロジェクト無償で修復・再建された孤児院の視察

する。ただし、基準を絶対的な制限として定めることは現実的ではなく、個々のケースに応じた柔軟な運用を行うことが重要である。

### 住宅支援を含む個人資産支援の可能性の再検討

日本として住宅支援を含む個人資産支援を実施する可能性を再検討するべきである。ダメージアセスメントの結果や諸ドナーの支援動向を踏まえると、個人に援助物資等を提供することから生じるリスクは認識しつつも、災害という特殊状況において正に中心的な支援ニーズとなる住宅支援を含む個人資産支援を日本として実施する可能性の余地を再検討することが重要である。

### 現地日本大使館を中心とした当該災害緊急復旧支援に特化したタスクチームの設置

災害支援に際しては、現地の日本大使館を中心として当該災害への支援を目的としたタスクチームを臨時設置し、JICSなどを含む関係機関からそれぞれ派遣された人材を一定期間専任のメンバーとするなどの対応を検討するべきである。日本側の調整と命令系統を簡素化することによって、より迅速かつ効果的な支援につなげることがその目的である。

### 災害緊急復旧支援におけるノンプロジェクト無償及び円借款の活用の在り方の検討

災害緊急復旧支援におけるノンプロジェクト無償及び円借款の活用の在り方を検討しておくことが必要である。特に災害規模が大きく支援が長期にわたる場合のノンプロジェクト無償資金協力の活用については、被災地域における支援ニーズの変化に対応した、無駄がない有効かつ効率的な支援実施を担保するという観点から、資金の分割供与の可能性等について検討することが望ましい。

### 災害緊急復旧支援における広報の強化

災害緊急復旧支援における広報を、支援内容・活動実績・効果の公表を通じた説明責任の確保と相互理解の促進、広報・報道のプロフェッショナルの巻き込みとメディアの活用、支援内容の説明における分かり易さの工夫、目的・内容が簡明な案件の形成努力の観点から強化する。

### 日本信託基金を用いた支援の改善

日本信託基金を用いた支援に関し、現地主導による案件形成の促進、案件承認手続きの簡素化・迅速化と手続きにおけるルールの公表、現地ベースの実施監理の強化、案件モニタリング結果のフィードバックと共有のためのメカニズムの構築を通じて、現地のリアルニーズに合致した支援の迅速で確実な実施と支援結果の有効活用につなげる。

### 災害緊急復旧支援ガイドラインの設定

上記の提言の内容を踏まえて、災害緊急復旧支援の在り方に関し検討しガイドラインを設定する。



# 「保健・医療分野支援」の評価

調査実施期間：2008年7月～2009年3月

評価主任：橋本ヒロ子（十文字学園女子大学社会情報学部教授）

アドバイザー：喜多悦子（日本赤十字九州国際看護大学学長）

コンサルタント：みずほ情報総研株式会社

## 評価方針

### 目的

2008年は、2000年に国連ミレニアム宣言を経て翌年とりまとめられた「国連ミレニアム開発目標（MDGs: The Millennium Development Goals）」の達成期限である2015年までのちょうど中間年にあたる。また同年は、保健・医療分野を含む開発援助に関して国際的にも大きな動向のあった年である。5月に第4回アフリカ開発会議（TICAD IV: The Fourth Tokyo International Conference on African Development）、7月にG8北海道洞爺湖サミットが開催された。これにより、保健・医療分野支援において開発パートナー間や被援助国間でMDGs達成に向けての取組や課題等について、改めて共通認識の醸成が図られたところである。この機を捉え、日本の保健・医療分野ODAの妥当性・有効性・適切性を全般的に評価することで、国際保健の情勢に鑑みた今後の日本の保健・医療分野ODA政策の取るべき方向性並びに日本の優位性を生かした効果的・効率的な援助の継続に資する教訓や提言を得ることを目的とし、本評価を実施した。

### 対象・時期

政策面の評価は、2005年に発表された「『保健と開発』に関するイニシアティブ（HDI: Health and Development Initiative）」を対象とした。ODA投入実績の評価は、2000年～2007年に投入された保健・医療分野に対するODA（国際機関への指定拠出や国際機関を通じた無償資金協力を含む）ならびに保健・医療分野への支援を補完する分野横断的な取組の評価として貧困削減に対する各種日本基金への拠出金を対象とした。供与されたODA案件の評価としては、2000年以降に開始された保健・医療分野に対する支援案件（技術協力、無償資金協力、有償資金協力）を対象とした。

### 方法

「政策の妥当性」、「結果の有効性」、「プロセスの適切性」の3つの視点から評価を行った。評価にあたっては、文献調査、国内でのインタビュー調査に加えセネガルにおける現地調査でインタビュー調査及び資料収集を行った。また、2000年以降に日本が保健・医療分野ODAを供与している国（約79か国）の在外公館、JICA現地事務所を対象にアンケート調査を実施した。そのうちスキームを問わず2件以上の保健・医療分野ODA供与案件のある国で、JICA事務所の設置されている国（41か国）の保健省を対象にアンケート調査を実施した。

## 評価結果

### 政策の妥当性

HDIは、その策定時において踏まえるべきであったMDGsという国際的な上位政策と整合的であり、その後日本がリーダーシップを

とって国際的の上位政策（「横浜行動計画」「国際保健に関する洞爺湖行動指針」）を策定する際の基礎ともなったことから、政策として妥当であると評価できる。

また、HDIでも掲げている「母子保健・リプロダクティブヘルス」、「人材育成」、「保健医療システムの整備支援」の3つのサブテーマで被援助国政府の開発計画との一致度が特に高かった点からも、HDIの妥当性並びに各国における日本の支援政策には妥当性があると考えられた。

### 結果の有効性

ODA全体予算の削減に伴い、日本の保健・医療分野の二国間援助（ODA）は、投入金額の推移を他ドナーと比較すると、2005～2006年にかけて順位を落としている。そして、2007年時点では、2004年以前の地位の回復にはまだ至っておらず、今後ともMDGsの保健関連指標の改善が遅れているサブサハラ・アフリカ向け支援を中心に金額を増額させる必要があると考えられた。

日本は、国際機関を通じた保健・医療分野と関連する分野横断的な支援にも寄与しており、HDIが定める具体的取組の1つである「保健・医療分野の支援を補完する関連分野の支援及び横断的取組」及び国際機関との連携の視点からも、妥当性が高いと考えられた。このような多国間援助（ODA）を展開することで、二国間援助（ODA）だけでは供与が難しい地域やタイミングに対応して、適切な支援を供与することができていると考えられた。また、世界エイズ・結核・マラリア対策基金（世界基金）は多くの資金を集めることに成功しており、その設立を日本が主導した意義は大きいといえる。

### プロセスの適切性

HDIには援助関係機関やNGO等の意見が取り入れられた跡があり、透明性のあるプロセスで策定されたといえる。しかし、イニシアティブは上位政策であるため、JICA現地事務所におけるHDIの基本方針や理念に関する理解度は高いとはいえなかった。イニシアティブ策定に際しては、広報の強化並びに国別援助計画へのタイムリーな反映、日本の保健・医療分野の援助関係者へのイニシアティブの基本理念や具体的取組内容の浸透を一層徹底する必要があるだろう。

日本は、保健・医療分野の重点支援国を中心に保健省や関係機関に専門家をアドバイザーとして派遣しているが、その専門性や役割に関する満足度は被援助国側高め高いことが確認された。今後も可能な限り保健省へアドバイザーを派遣し、上位レベルから保健・医療分野の開発に対してカウンターパートに助言を行いながら二国間援助（ODA）を行うことでより効率的なODA実施体制になると考えられた。

日本の支援は綿密な計画性と長期的な展望に基づく支援とフォローアップが特徴的であると被援助国側に向け止められており、自立的发展性を重んじる日本の保健・医療分野支援の特徴が現れていると考えられた。一方で、機材供与等を中心に支援効果の持続可能性の確認については今後とも着実に妥当性の評価を行い、かつ被援助国側の支援体制の継続的な確保について自助努力を促し、一層の援助効果の持続性を高めるべきである。



青少年カウンセリングセンターにおける聞き取り調査の様子

日本も相当程度を拠出している世界基金の事業には、積極的に関与して日本の二国間援助（ODA）とうまく連携させていくことが求められる。各国における世界基金の事業への対応について、外務省・JICA ともに対応方針を早急に定め組織的に対応する必要がある。

## 提言

### ミレニアム開発目標（MDGs）の達成への貢献に向けた取組の強化

保健・医療分野支援で国際的なリーダーシップを発揮してきた日本は、TICAD IV や G8 洞爺湖サミットの成果に沿って今後いかに日本が国際保健に貢献するかを国内外に示すため、HDI の後継イニシアティブを策定するとともに保健・医療分野の二国間援助（ODA）金額についてさらに増額を図り、相応の金額を確保する必要がある。イニシアティブ策定に合わせ、MDGs 達成の達成期限である 2015 年に向けて、2010 年からの 5 年間で一定規模の資金を保健・医療分野に投入することを発表するのが効果的である。また引き続き MDGs の進捗が遅れている対アフリカ支援を強化すべきである。

### 世界基金との協調と連携

日本が「生みの親」といわれる世界基金は、多くの資金を集めることに成功しており、目標の達成状況も順調である。日本がその組織の設立を主導し、理事国を務め、組織の改善や評価に貢献し続けていることは、評価に値する。一方でこの世界基金の動向を踏まえ、現地においていかに世界基金の活動と協調・連携していくか各国における方針を定めた上で、然るべき対応を早急に行なう必要がある。

### 政策の実行性を担保する行動計画と財政的コミットメント

HDI で日本が示した保健・医療分野 ODA 政策における方針等が「横浜行動計画」や「洞爺湖行動指針」といった国際的な政策文書において、大いに反映された。保健・医療分野支援の新たなイニシアティブは、HDI の理念や基本方針を踏まえつつ、その中でも特定分野を重点的に強化する方向性を打ち出し、そのための具体的な行動計画部分を充実させ、財政的なコミットメント表明を含めて実行性を担保する仕組みを描き出すことが重要である。

### 保健・医療分野 ODA 政策の策定プロセスの強化

HDI の要所には NGO や JICA、JBIC の意見が取り入れられた跡も見え、幅広く意見を取り入れられるプロセスが踏まれて策定されている点で評価できる。次期イニシアティブの策定にあたっては、保健・医療分野の有識者や市民団体など多様なアクターを交え、ドラフト策定前の段階からより透明性の高いプロセスでイニシアティブを作り上げることを検討すべきである。



ティエス州立病院における視察の様子

### 保健・医療分野 ODA 政策に関する広報及びコミュニケーションの強化

日本の ODA 政策について対外的な広報活動の強化も必要だが、日本の保健・医療分野 ODA 関係者に対する理念や基本方針の理解促進と、政策と実際の援助活動の結び付きを一層強化することがまず求められる。また、国際会議の場には保健・医療分野 ODA の現場をよく知らない外務省等他省庁の幹部が出席することも多いため、ローカルレベルでのコミュニケーションを通じて TICAD IV や G8 サミット等の成果について保健省へ伝達・理解の一層の働きかけをすることが望ましい。

### 被援助国の保健・医療体制の基盤整備に関する支援プロセスの強化

開発途上国の保健・医療体制の基盤整備には、医療器材供与や医療施設改修による施設の整備機能の強化が不可欠である。器材供与の支援効果の継続性を確保するため、被援助国側の支援体制の継続的な確保について自助努力を促すことが肝要である。ケース・スタディの事例においてみられたように、無償資金協力における器材供与の際には、被援助国政府と協議を重ね、先方の支援体制の確保を確実にし、より一層の支援効果の継続性を今後も図っていくべきである。

### 支援のプログラム化の推進によるプレゼンス向上

ケース・スタディでは JICA プログラムの導入をきっかけに、それまでの「日本は要請に対応して色々支援してくれているが結局何をやってきているかよく分からない」という保健省の認識が大きく変わったことが確認された。ドナーが多い保健・医療分野支援では可能な限り、スキーム連携の下に特定地域や特定分野へ戦略的な支援を行うプログラム化をより一層推進し、日本の保健・医療 ODA のプレゼンス向上を図るべきである。

### 日本の保健・医療分野援助体制の強化

開発途上国の保健システムの強化には、保健・医療分野を所管する中央政府への保健・医療分野開発政策の支援も必要である。保健・医療分野の重点支援国に対しては、官房アドバイザーや保健省関係部局へのアドバイザーの派遣を今後も積極的に行い、被援助国の保健・医療分野開発政策に積極的に関与し、日本の保健・医療分野支援を円滑に進められるような体制作りを進めるべきである。

# 「日本水協カイニシアティブ」及び「水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ」の評価

調査実施期間：2008年6月～2009年3月

評価主任：山形辰史（アジア経済研究所 新領域研究センター 貧困削減・社会開発研究グループ長・開発スクール教授）

アドバイザー：田中幸夫（東京大学 総括プロジェクト機構「水の知」（サントリー） 総括寄付講座 特任助教）

コンサルタント：みずほ情報総研株式会社

## 評価方針

### 目的

本調査は、日本が水と衛生分野における分野別開発政策として定めた「2つのイニシアティブ」の妥当性・有効性・適切性を全般的に評価することで、今後の日本の水・衛生分野での効果的・効率的な援助の実施に資するための教訓や提言を得ることを目的として行った。

### 対象・時期

本調査は、2003年「日本水協カイニシアティブ」及び2006年「水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ」（WASABI）を評価対象とした。また、これら2つのイニシアティブが対象とする水・衛生分野のODAについても評価を行った。評価対象時期は基本的に2000年～2007年とした。

### 方法

「政策の妥当性」、「結果の有効性」、「プロセスの適切性」の3つの視点から評価を行った。評価にあたっては、文献調査、国内でのインタビュー調査に加え、カンボジアとインドにおける現地調査でインタビュー調査及び資料収集を行った。

## 評価結果

### 政策の妥当性

2つのイニシアティブの内容は、「総合的・分野横断的なアプローチ」、「民間セクターを含む多様なパートナー・資金源との連携促進」など、国際社会が水と衛生分野について掲げる援助理念・方針と整合的であると評価された。また、「人間の安全保障」を援助の基本理念として掲げ、貧困削減の達成に向けて「水と衛生」を重要課題として掲げる日本のODA大綱・ODA中期政策とも整合的であると評価された。

なお、2つのイニシアティブは、既存の援助方針や主要な援助内容を総合的に整理した援助メニューを明示するポジション・ペーパーとして策定されている側面が強く、「イニシアティブ」（initiative）という言葉が含意する新規性や主導性を持っていないことは、（全てのイニシアティブに新規性や主導性が必ずしも期待されているようではないものの）留意点として挙げられる。

一方、ケース・スタディ国における日本の水関連ODAは、2つのイニシアティブにのっとっているばかりでなく、両国並びに国際的な貧困削減・開発計画、ひいては日本のODA大綱とも整合的であると評価された。

### 結果の有効性

水と衛生分野における日本のODA 供与額（全世界）は、2001年度以降おおむね拡大傾向を示しており、WASABIが発表された2006年度には30%台に達した。一方、ODA 供与の地域別配分を見ると、水・衛生分野で深刻な開発課題を抱えている地域に対して重点的に投入されているとは言えず、それら地域の途上国に対して支援の比重を高めていくことは、今後の重要な課題と言える。

水と衛生に係るMDGs 指標の変化の方向は、全体的にみれば改善しているが、その広がり（改善している国の割合）や度合い（改善の幅）は必ずしも満足のいく水準ではない。このような指標の変化に日本のODA 供与がどの程度貢献しているかを特定することはできないが、ケース・スタディを行ったカンボジアとインドでは日本のODAを活用した有効な個別プロジェクトが行われており、そのことにかんがみると、水分野の日本のODAの有効性について、全体として疑義を差し挟むには至らない。

### プロセスの適切性

2つのイニシアティブの策定プロセスに関しては、関係専門家、省庁等の知識を総動員する取組がなされ、水と衛生に係る協力分野で日本が蓄積してきた経験や知見を幅広く反映する手続が取られたことが高く評価される。また、そのように関係省庁の主体的な関与のもとで策定作業が進められたことから、水・衛生分野でのODAに関する各省庁のコミットメントが強化され、連携体制が構築されたと見られ、この点は、他の分野のODA実施についても適用されうる重要な教訓として評価すべきである。一方、両イニシアティブの構成は、関係省庁の管轄が明らかに見取れる分野別の視点が強く表れており、分野横断的な支援戦略を構築するためには、さらなる課題が残されている。

2つのイニシアティブの適用・運用プロセスに関しては、国内及びケース・スタディ国でのヒアリングによれば、2つのイニシアティブの認知度は一般的に低く、また、具体的な案件の発掘・形成・実施という一連の実務プロセスにおいて、これらのイニシアティブが指針として引用されることはないとのことであった。この点に関連し、現場で展開されている援助がイニシアティブで示される援助理念・方針と乖離しているわけではない一方、2つのイニシアティブにおいて分野横断的な方向性として打ち出されている統合的水資源管理とパートナーシップの実現に向けた推進力が十分に得られているとは言い難いことが指摘できる。

さらに、ODA実施プロセスの適切性の1つの重要な観点である援助協調については、カンボジアでは政府が積極的なのに対し、インドの中央政府は消極的であるという状況の違いがある中、日本のODA



タスクフォースは、カンボジアにおいては他ドナーとの援助協調に積極的に貢献する一方、インドにおいてはインド政府との密接な連携に専心するというように、両国それぞれの状況に応じた最大限の努力がなされていると評価された。

## 提言

### 水分野を日本の ODA の重点分野の1つとして検討すること

水分野、中でも都市給水並びに浄水は金額がかさむこともあってか、多くのドナーが取り組んでいる分野ではない。一方、日本は、二国間ドナーの中では世界の水分野の協力に関して、大きな存在感を既に示している。これまでに手がけた都市上下水道、治水等の社会関連資本は多く、それらのアフターケアが期待されることも自然である。融資の返済が長きにわたることから、長期的関与が必要とされる。言い換えれば、それだけの深い関与（commitment）を既に行ったこと自体に「資産」としての意味がある。すなわち、①社会関連資本（インフラストラクチャー）建設と融資を組み合わせた協力パターンに関する優位性、②過去既に多額の投入を行った経緯、という2点から、日本には水分野の国際協力の強みがある。

一方、開発途上国の側には、給水、浄水、灌漑、治水等に関して、依然として大きいニーズがあることは今回の現地調査を待つまでもなく明らかである。このように日本の水分野 ODA には、大きな要請があるうえに、日本側に支援のための十分な用意・能力がある。したがって、日本が今後も、水分野への国際協力を重点分野の1つとする意義がある。

### 日本の地方自治体連携型水分野支援を再検討すること

日本では、都市上下水道事業を地方自治体が担っており、その経験を国際協用に活用するため、開発途上国の都市上下水道プロジェクトに融資する際、地方自治体の給水・浄水専門家を同時に派遣したり、同プロジェクトに関わる現地関係者に対して研修を施したり、さらには関連機材を供与するなどして、融資・技術協力・贈与をセットにした支援を行ってきた。この方法は、日本が自国で進めてきたやり方を移転し、日本の経験をいかすことができるという意味で、これまでは非常に有意義であった。

ところが現在では、地方自治体における構造改革を背景に、これまで日本が採用していた地方自治体の人的・知的資源中心の協力が維持しにくくなってきた。

一方、ケース・スタディ国でも見られたとおり、開発途上国の都市上下水道分野においては民間部門の進出が顕著であり、世界的に見ても



井戸への評価を語る村落住民

特に都市上下水道事業に関しては民間連携を進める傾向が見られる。

この現状を踏まえると、2つの対策が重要である。その第1は、これまで都市上下水道分野における日本の国際協力の強みが地方自治体との連携にあったことを踏まえ、今後も引き続き、協力に応じる地方自治体の数の拡大及び専門家の募集・養成に努めることである。

第2の対策は、地方自治体に加え、民間部門との連携の可能性も検討するため、他ドナーがどのような民間団体・企業と協力しているか、他ドナーが民間部門と連携する方式は現在の日本の地方自治体中心の連携方式と比べてどのような長所・短所があるのか、さらには日本の民間団体・企業の中には水部門に関して専門的知識・技術・経験を持つところがあるのかどうか、といったような点について、調査・検討を行うことである。これは、一足飛びに「他ドナーが現在実施している民間連携と同じ形を日本も採用せよ」と言うものではないが、調査・検討の結果、様々な連携を模索、試行錯誤する中で、日本政府・援助機関・地方自治体・企業が新しい連携の在り方を探ることもできよう。その先に、地方自治体との連携を超えた、新しい日本の水支援の定型が生まれるかもしれない。そのような中期的ゴールを見据えて、今の段階で、他ドナーの民間連携の在り方を調査・検討すべきである。



業務に従事するブンブレック浄水場職員

## ラオス教育分野の評価(第三者評価: NGOとの合同評価)

調査実施期間：2008年6月～2009年3月  
 評価主任：池上清子（国連人口基金東京事務所所長）  
 アドバイザー：乾美紀（大阪大学大学院助教）  
 NGO代表：黒田かをり（CSO ネットワーク共同事業責任者）  
 米山敏裕（特定非営利活動法人地球の友と歩む会事務局長）  
 協力：西田良子（財団法人家族計画国際協力財団調査研究担当部長）  
 コンサルタント：アイ・シー・ネット株式会社



### 評価方針

#### 目的

本評価調査は、ラオス基礎教育分野に対する日本の協力を総合的に検証し、より効果的・効率的な援助の実施に向けた提言を得るとともに、NGOとの効果的な協力・連携を含めた今後のODA実施の方向性を導くことを目的とする。あわせて、評価結果を公表することで国民への説明責任を果たし、日本のODAに対する理解を促進することを目的とする。

#### 対象・時期

2000年度から2007年度までの8年間（2000年4月1日～2008年3月31日）に、対ラオス国別援助計画の重点分野「基礎教育の充実」のもと実施された一連の援助事業（合計152事業）を対象とした。評価に当たっては、現地調査時点（2008年10月）までの情報を参考として取り扱った。

#### 方法

本評価調査は、① 評価デザインの策定、② 国内調査、③ 現地調査、④ 収集情報の分析と報告書作成という4つの手順に沿って実施し、「政策の妥当性」、「結果の有効性」、「プロセスの適切性」の視点から総合的に分析した。

### 評価結果

#### 政策の妥当性

- 日本の上位政策である「ODA大綱」、「ODA中期政策」、教育セクターの基本政策である「成長のための基礎教育イニシアティブ（BEGIN）」と整合している。
- ラオス政府が掲げる「万人のための教育（EFA）」達成への教育分野の3課題、「公平さとアクセス」、「質と適切性」、「行政とマネジメント」に貢献する形で実施されており、ラオスの開発政策と整合している。
- ラオス政府の「ミレニアム開発目標（MDGs）」を達成するための取組を支援しており、国際的な優先課題や潮流と整合している。
- ラオス政府・ドナーとの援助協調、セクター・ワイド・アプローチ（SWAps）の協議の過程に参加しつつ、現在では今後の枠組みを見極める段階であり、現行の協力プログラムである「基礎教育改善プログラム」は、明確な枠組みの確定までは至っていない。

#### 結果の有効性

- 日本の基礎教育分野への支援の投入では、「教育環境・アクセスの改善」が半数以上と大きく、学校建設、教育施設や備品の整備を通じた教育環境・アクセスの改善への日本の支援については、定量的に上位目標の指標（就学率等）への影響という点を明確にすることは難しいが、一定の貢献を果たしてきていると考えられる。
- 教育の質の向上の面では、理数科教育分野の技術協力プロジェクト（SMATT）における教員の養成による教授法や教材作成などに成果をもたらしているとの評価も確認され、長期的には質の向上につながっていくものと推測できる。
- ODAとNGOとの連携事業についてみると、貧困層、女性、障害者など社会的弱者といわれる人々を対象とした教育環境・アクセスの改善や、就学阻害要因の軽減に重点を置き、独自のネットワークをいかに、コミュニティや地域住民とともに実施する形態が多い。こうしたNGOの強みをいかして、地域ぐるみの学校教育支援、図書・読書普及支援、文化活動の推進、女性や障害者を対象とした職業訓練などが、グッドプラクティス（成功事例・好事例）として、基礎教育改善へ向け地道な貢献を果たしている。

#### プロセスの適切性

- 急速に進む援助協調・SWApsの動きの中、日本は、政策アドバイザーの配置を通して援助協調へのプロセスへ参加し、ラオス政府との政策協議を進めてきている。一方で、援助協調の中で基礎教育分野に対する日本の支援の経験や強みが他ドナーに十分に理解されているとはいえ、日本の支援の経験や知見、成果の文書化や、その発表や共有が今後の課題である。
- 日本のODAの様々なスキームを現地の現状やニーズ等によって、効果的に選択・連携する試みが始まっている。例えば、ハード面では学校建設や教育環境整備をODA（無償）で実施し、ソフト面ではコミュニティが学校運営や教育事業をマネジメントできるよう技術プロジェクトあるいはNGOとの連携により支援するという試みが始められている。さらに、南部3県における技術協力プロジェクトでは、国際NGOとの連携により、地方行政や地域住民の参加による初等教育改善への包括的なアプローチの試みが進められている。
- 今回の評価対象となったODAとNGOの連携事業の中には、コミュニティや住民とともに実施している教育環境・アクセスの改善や就学阻害要因の軽減への取組の好事例もみられ、こうしたNGOの経験や知見をODAの枠組みの中で共有・活用することで困難な課題解決に一步近づくことも可能であると考えられる。



一般プロジェクト無償資金協力で建設されたピエンチャン都タッカオ小学校校舎



ルアンプラバン公共図書館を利用する保護者へのグループ・ディスカッション

## 提言

### 初等教育の継続と修了を目指した基礎教育支援の強化

初等教育就学率は改善しつつあるが、依然として国内に格差が存在し、2015年までのEFAとMDGsの達成は危ぶまれている。初等教育完全普及の達成までに残された「ラスト10%余り」の児童への対応が求められている。こうした背景の中で、2008年10月現在、ラオスでは、援助協調により「教育セクター開発枠組み（ESDF: Education Sector Development Framework）」の策定が進んでいる。その中で、日本政府は、これまでの日本の支援の経験をいかしつつ、国際社会の共通の目標に沿って基礎教育分野への支援を強化する。

### 援助協調・他ドナーとの戦略的な連携強化—SWApsへの積極的な参加

SWApsへの流れに積極的に参加し、日本の「基礎教育改善プログラム」をより戦略的に形成し、他ドナーとの協調・連携をもとに日本の支援対象や得意とする分野・課題を明確に提示する。これまでの日本の支援実績を分析すると、日本の得意分野としては、教育環境・アクセスの改善（小学校の建設・改修）、教育の質の向上（理数科教育にかかる教員養成）とともに、NGOとの連携によるコミュニティへの働きかけを通じた就学阻害要因の軽減（読書推進、コミュニティ啓発等）が挙げられる。

### 初等教育の完全普及への支援—連携強化による援助効果の拡大

#### 包括的アプローチを目指した連携強化

貧困削減へ向けた基礎教育の充実への取組は、教育セクターのみならず、教育環境の改善など、他のセクターとも連携する地域全体を対象とした包括的なアプローチが必要となる。計画段階には、他セクターとの連携の可能性を確認するプロセス、そのためのツールとしてのチェック項目を設定し、このプロセスを通して支援の相乗効果を図る。

#### 現地のニーズにあわせた日本の各種援助スキーム間の連携推進

EFAへ向けて、限られた資金で最大の効果を発揮するためには、地域や受益者のニーズに応じて、各種スキームの選択や連携、NGOや民間も含めた連携協力が必要である。例えば、ハード面では学校建設や教育環境整備をODA（無償）で実施し、ソフト面では地域コミュニティが学校運営や教育事業をマネジメントできるよう技術プロジェクトあるいはNGOとの連携により支援するなど、ハード面とソフト面のニーズに応じて相乗効果をあげることが考えられる。

### 地方行政の能力強化

地方分権化により、地方政府の教育行政に関する能力強化への支援も重要な課題となっている。ことに、地方の教育機関の運営・管理に責任を持つ県教育局や郡教育事務所が、地域の特殊性やニーズを考慮しつつ、コミュニティや地域住民の参加による地域のリソースの動員、エンパワメントを図り、地域の基礎教育事業の推進・維持を担うために必要な能力を強化する支援が求められている。

### 住民やコミュニティと関係の深いNGO等との連携

日本のNGOの中には、地域にネットワークを持ちコミュニティと合同で、教育へのアクセスがより困難な地域や、少数民族や社会的弱者に対する活動の経験が豊富な団体もあり、その経験をいかして、NGOとODAがなご一層連携することによって「ラスト10%余り」といわれるグループに効果的に対応することが可能である。

上記4点に共通する点は、包括的アプローチであり、そのためには様々な援助スキーム間の連携のみならず、NGOも含むドナーや援助団体との連携を強化することが不可欠である。連携を進めるにあたっては計画段階からの関係者やNGO等との情報交換、検討協議とともに、調和と簡素化を通じたスムーズな連携の推進も重要となる。

### 国内及び現場レベルでの情報と知見、グッドプラクティスの共有

SWApsの潮流に合わせ、「教育セクター開発枠組み（ESDF）」という新しい枠組みの中で、日本が積極的に意思決定にかかわり、日本のプレゼンスを高めながら効率的・効果的に援助を実施していくことがますます求められている。現地ODAタスクフォースのリーダーシップや調整機能強化により、対ラオス支援の経験や知見・グッドプラクティスの文書化を促進し、NGOや民間も含めた援助関係者による情報、アイデア、知見の共有の場や機会の確保を図る。これには、以下の点で効果が期待できる。①具体的な協力・連携事業の検討、②日本が得意とする分野や課題への選択・集中の可能性、③グッドプラクティスの適用の可能性を計画段階から見いだすこと。

さらに、日本国内においても同様に、既存のネットワークを十分に活用して課題・セクター別に証拠に基づく成果やデータをとりまとめ、NGOや民間を含むラオスの国際協力に関する国内関係者との情報、アイデア、知見、グッドプラクティスの共有等の機会を確保する。

### 2.1.4 プロジェクト・レベル事後評価(無償資金協力)

#### 外務省による一次評価及び第三者による二次評価

##### 対象とした案件

平成 20 年度のプロジェクト・レベル事後評価は、平成 16 年に完了した全ての一般プロジェクト無償及び水産無償案件に、平成 11 年度から 14 年度の間完了した供与限度額 10 億円以上の一般プロジェクト無償及び水産無償案件のうち平成 17 年度及び平成 18 年度に評価を実施しなかった案件、平成 15 年度に完了した一般プロジェクト無償及び水産無償案件のうち平成 19 年度に評価を実施しなかった案件を加えた、66 案件（47 国）を対象としました。

プロジェクト・レベル事後評価は平成 17 年度に開始し、今回で 4 回目となりましたが、平成 17 年度及び平成 18 年度は供与限度額が 10 億円以上の案件のみを対象としていました。平成 19 年度より 10 億円以下を含む全案件を対象としています。

##### 外務省による一次評価

外務省による一次評価については、無償資金・技術協力課及び各在外公館が実施しました。在外公館は対象事業に係る関連文書、調査報告書を確認した上で、対象事業を直接視察し、相手国実施機関、裨益者等からの聞き取り調査を行って、各プロジェクトの評価を実施しました。

その際、経済開発協力機構（OECD）の開発援助委員会（DAC）が定める評価 5 項目（妥当性、効率性、有効性、インパクト、自立発展性）と広報効果の計 6 項目についてあらかじめ基準を定め項目ごとに 12 段階で評価しました。

##### 第三者による二次評価

二次評価は、外部専門家が外務省による一次評価の内容を評価するものです。

二次評価では、評価者が一次評価と同じ基準を用いて評価を行うとともに、一次評価結果についての評価を行いました。具体的には、二次評価者が各案件の一次評価票に記載された事実関係に基づき、独自の判断で評価（レーティング）を行い、また、一次評価の質に関する評価については、各一次評価票の評価項目ごとに、◎十分／高い、◎概ね十分／高い、◎普通、◎いくらか不十分／低い、◎不十分／低い、の 5 段階評価を行いました。

#### 第三者によるプロジェクト・レベル事後評価

無償資金協力におけるプロジェクト・レベル事後評価については、平成 17 年度は無償資金・技術協力課及び在外公館による内部評価のみでしたが、平成 18 年度から、より客観性の高い評価を実施するため、一部の案件については、外部専門家に委託してセクター別、国別の評価を行っています。

平成 20 年度には、セクター別評価として、農業・農林業セクターについて 2 件の評価を実施しました。また、国別評価では、中東について 4 件、南西アジアについて 2 件、合計 8 案件の評価を実施しました。

#### 平成 21 年度以降の評価について

平成 20 年 10 月より、JICA が無償資金協力、有償資金協力及び技術協力を一元的に実施する機関となったことを受けて、平成 21 年度より、無償資金協力に関するプロジェクト・レベル事後評価は、JICA が有償資金協力及び技術協力に関する事後評価とあわせて実施することとなりました。外務省はこれまでの事後評価により培った知見や教訓を JICA に引き継ぎ、また、JICA より事後評価結果の提供を受けながら、引き続き外交的効果等の発現状況に関しフォローしていく等、無償資金協力の効率的・効果的な実施のために努力していきます。



保育器で治療中の乳児



外来患者の診察状況



## 【事後評価例】

# 国立小児科病院機材改善計画(ベトナム)

E/N署名日：2003年7月18日  
 完工日：2004年6月10日  
 供与限度額：3.14億円  
 担当公館名：在ベトナム日本国大使館  
 先方実施機関：国立小児科病院  
 他の関連協力：なし

## 目的

ベトナムの首都ハノイに位置する国立小児科病院はベトナム国内全域の小児科部門の指導的機関として位置付けられており、小児分野における高度専門医療センターとして国民の信頼を集め、ベトナム全域から重症患者の受入れを行っている。しかしながら、同病院では、設立当初に設置された医療機材が20年以上経過しても多数使用されており、増加する患者への適切な医療サービスの提供に支障を来していた。

このため、本プロジェクトは、同病院において、緊急に更新が必要な機材並びに数量不足をきしている機材を調達することにより、同病院の医療サービスの回復及び質の向上を図るものである。

## 内容（機材調達一式）

- ・手術部門（手術台、無影灯、麻酔機、電気メス、内視鏡等）
- ・放射線部門（X線撮影装置等）
- ・ICU部門（吸引器、超音波ネプライザ、新生児保育器等）
- 未熟児部門（保育器、吸引器、超音波診断装置等）

## 妥当性 一般的評価：A

2000年当時の日本の対ベトナム国別援助方針の1つ「教育、保健・医療」に合致している。また、現在の国別援助計画（04年3月策定）の重点分野「保健医療」にも合致している。

ベトナム政府が、「第7次社会経済開発5カ年計画（2001-2005）」に基づいて定めた「保健医療セクター10カ年戦略（2001-2010）」では、小児の健康状況改善を上位目標とし、乳児死亡率、5歳未満児死亡率の低下等の目標を掲げており、本件はこれに合致している。

国立小児科病院は、小児のための保健医療システムの最高位に位置する病院であり、ベトナム全土から患者を受け入れるのみならず、大学卒業前後の小児科医及び看護師のためのトレーニングセンターとしての機能、下位レベルの病院への指導機能を有していることから裨益対象は広く、日本の支援プロジェクトの対象とする意義は大きい。

## 施設／機材の適切性・効率性 一般的評価：A

本プロジェクトで調達された機材は、国立小児科病院によって良好に管理され、適切に運用されている。毎年増え続ける患者へ対応するため、機材の使用頻度はかなり高いものとなっている（07年の年間使用実績は、例えば超音波診断装置で約38,000件、内視鏡で約4,000件にのぼる）。このため、例えば脈拍・血中酸素濃度計等、連日、多数の患者に対して使用している機材の一部においては使用回数が多すぎるがゆえに不具合が生じているものも認められたが、これら機材は自己予算で補充が進められており、むしろ過剰な機材調達がなかったことを反映していると考えられる。

また、本プロジェクトでは、老朽化が進み緊急的に更新が必要であるか、種類、数量が不足して補充が必要であるものを対象とすることを原則としており、また、機材仕様に関しても基本的に既存機材と

同等程度のグレードのものを調達している。このため、調達した機材は管理状態も良く、病院の管理能力の範囲内に収まる必要性の高い機材に絞り込まれていると評価できる。

## 効果の発現状況（有効性） 一般的評価：A+

設計時点では、本プロジェクトの実施により、患者数の増加、検査・治療機能の向上といった効果を得ることを見込んでいた。それら指標の目標値と実績値を比較すると以下のとおりである。

- ①患者数の増加
  - (a)外来患者数
 

設計：2001年現状 176,474件、2005年目標 203,000件  
 実績：2005年実績 350,161件、2007年実績 391,078件
  - (b)入院患者数
 

設計：2001年現状 19,493件、2005年目標 22,800件  
 実績：2005年実績 45,546件、2007年実績 44,605件
- ②検査・治療機能の向上
  - (a)手術件数
 

設計：2001年現状 4,153件、2005年目標 5,000件  
 実績：2005年実績 7,897件、2007年実績 9,886件
  - (b)放射線検査数
 

設計：2001年現状 28,316件、2005年目標 35,000件  
 実績：2005年実績 67,791件、2007年実績 82,676件

以上のとおり、設計時点の目標は十分に達成されている。また、本病院に搬送された新生児の死亡率は2001年に11.3%程度であったが、2007年には4.8%にまで低下している等、本プロジェクトは、病院側の努力と相まって適切に効果を発現していると認められる。

## インパクト 一般的評価：A+

ベトナムにおける小児保健医療分野における保健指標は、2000年時点で乳児死亡率30/1000人、5歳未満児死亡率39/1000人といった水準であったが、政府の取組強化により2005年には、それぞれ、16/1000人、19/1000人に低下する等、状況は徐々に改善傾向にある。

特に本プロジェクトの対象である国立小児科病院は、症状の悪化した患者を受け入れるケースが多く、ベトナム全土の乳幼児の命を守る最後の砦と言える（同病院の患者の約7割は地方部から搬送）。このため、本プロジェクトによって同病院の機能が強化されたことにより、上記の指標改善に直接的寄与があったと考えられる。

さらに、本病院は、医師、看護師、研修生等への指導、地方病院に対する研修コースの実施、治療指針策定等の役割も担っていることから、本病院のスタッフの能力向上、経験の蓄積を通じ、本プロジェクトはベトナム政府が保健医療セクター10カ年戦略に掲げる人的資源の開発等の取組に貢献している。（2007年には、セミナーが19回開催され、各地方省から約2500名の参加者があった。加えて院

## 2.1.5 文化無償、日本 NGO 連携無償の評価

内研修も117クラス開講されている。さらに、本病院の医師が、他の JICA 技術協力の下で地方病院に対して研修を行った例（技協との連携）も見られる。

### 自立発展性・さらなる改善の余地 全般的評価：A

本件プロジェクトで調達された機材は、通常は医療従事者が使用し、それを医療機材技術セクションの技師が技術支援しつつ点検、補修する体制となっている。同セクションのスタッフ数は、設計時点で7名であったが、現在では9名に増員されている。また、機材のマニュアル等も同セクションに整理・保管されている。

施設機材補修管理費及び施設改修費については、設計時点に想定した2007年度の所要額は約20億ドンであったのに対し、実績では約37億ドンが措置されており評価できる水準である。

また、病院としては、増加する患者を受け入れるため、主に自己予算により、新たな病棟の建設も計画中であり、これらの点を考慮すると自立発展性は高いと考えられる。

### 広報効果（ビジビリティ） 全般的評価：A-

本件プロジェクトで調達された機材には、日本の支援を示す ODA マークが貼付されている。本病院は年間40万人近い外来患者、4万人近い入院患者を受け入れており、それら患者には多数の家族等も付添って来院している。これらの人々が、来院の都度、日本の ODA マークを目にしており、本件プロジェクトの広報効果は高い。

さらに、交換公文署名等の際のマスコミによる報道を通じ、一般国民へも一定の浸透は図られたと考えられる。

### 被援助国による評価

本件プロジェクトによる国立小児科病院の機能強化、それを通じた小児医療の質の向上をベトナム保健省は高く評価している。同省は、当地 ODA タスクフォースとの協議等の機会に際して、本病院のような中核的病院に対する支援が、ベトナム全体の医療水準の底上げに結びつく効果的な第一歩であるとの認識を示しており、例えば産婦人科分野における同種の協力等についても日本に対し同様の協力への期待を表明するなど、本件プロジェクトへの高い評価のほどが伺える。

### 提言・教訓

本件プロジェクトは上述のとおり順調に成果を上げている。また、本件プロジェクトのほか、日本がこれまでベトナムの拠点病院に対してきた施設整備等の協力、それら拠点病院から地方病院への技術移転等を進めるために実施している技術協力等は、総体としてベトナムの医療の質の向上に少なからぬ貢献をしてきている。

しかしながら、ベトナムの医療水準は依然として先進工業国に比べ低いレベルに留まっており（例えば、日本における乳児死亡率、5歳未満児死亡率は、2005年時点で、それぞれ3/1000人、4/1000人に過ぎない）、日本としても引き続き必要な支援を着実にやっていくことが妥当である。その際には、援助の効果的実施の観点から、本件プロジェクトやこれまで実施してきたプロジェクトと同様、医療水準の低い地方部への波及効果等の面について考慮しつつ支援していくことが望まれる。

## 2.1.5 文化無償、日本 NGO 連携無償の評価

### 文化無償資金協力についてのフォローアップ調査（機材状況確認調査）

■文化無償資金協力は、相手国の文化・高等教育振興、文化遺産保全に資することを目的として行われる政府開発援助スキームの1つである。

■文化無償資金協力による供与内容については、日本語学習用のLL機材、劇場や美術館、博物館に対する視聴覚・音響機材、文化遺産に従事する大学・研究所等に対する遺産修復・調査・研究のための機材など、供与機材の大半が精密機器により占められるために、現場での保守管理に努めた場合においても経年劣化や地元の気候条件等により故障等が避けられない案件は少なくない。また、各国の柔道、空手協会等に対する柔道器材等の供与といったスポーツ分野における協力についても、柔道着や畳等、頻繁な使用による機材の劣化が進む案件もある。このため、供与機材の保守管理について現場の実施機関側の自立的な努力が求められるところである。しかしながら、実施機関側の財政状況が供与当時から改善されていない場合で、比較的小規模な支援を追加的に実施することにより故障したシステム全体を回復させることが可能な場合は、かかる補修を実施することにより、機材が更に長期間にわたり有効活用され、裨益効果を高めることができると考えられる。このため、日本側としても本件フォローアップ調査による調査結果を踏まえて、個々の案件については補修支援のためのフォローアップ事業により積極的な対応を検討していきたいと考えている。

■こうした中で、文化無償資金協力については、平成20年度においては供与後1年～2年経った案件として37件、供与後3年から4年経った案件として37件の計74件（45か国）について現在の機材活用状況を確認するべくフォローアップ調査を実施した。

その結果、一部案件の機材等には上記に掲げたような不具合が生じ、そのために実施機関側が補修につき検討している案件があった。日本側としても現場での保守管理努力を補完する形で、平成20年度には補修等の支援をフォローアップ事業として実施した。

この他の案件については、現在の機材状況には問題はなく、例えば、LL機材整備案件については『機材供与を機に日本語学科学生数が2倍になった』、博物館の研究機材案件については『研究活動が円滑化し、精密な分析が可能となったため国の研究のレベルが向上した』、スポーツ器材案件については『供与機材で練習した結果、地域のオリンピックにおいて過去10年で最多のメダルを獲得できた』、テレビ番組ソフト整備案件については『放映した放送局への視聴者からの反響が大きく、特に教養番組について教育機関からの問い合わせを多数受けた』といった声が聞かれ、他国にはないこのような日本政府からの支援は貴重であるとの謝意が表されるなど、現地からの評価は高い。



コスタリカ 国立通信教育大学印刷機材整備計画



イエメン 国家資料センターに対する古文書修復機材



レバノン 文化省に対する文化フィルム制作機材

## 日本 NGO 連携無償資金協力案件の事後状況調査の概要

### 経緯・目的

平成20年度において、平成16年度に実施した「日本 NGO 連携無償資金協力」の案件を対象に在外公館による事後状況調査を行った。

「日本 NGO 連携無償資金協力」とは、一定の要件を満たした日本の NGO が実施する、開発途上国の住民に直接裨益する開発事業に対して資金協力を行うスキームであり、平成20年度は、29か国1地域において計72件、45団体に対して総額約18億3,500万円の政府開発援助資金を供与した（ジャパン・プラットフォームへの政府資金拠出分を除く）。

本件調査は、日本の NGO による開発援助の重要性が増す中で、上記資金協力スキームにより実施した事業が、完了後一定期間を経てどのような状況にあるかについて、在外公館の担当職員が共通様式を用いて、計画の妥当性、目標の達成度、効率性、インパクト、持続性、社会的配慮、環境への配慮といった観点から確認し、評価結果を外務省に報告する趣旨で実施されている。調査報告については、実施団体に通報するとともに類似案件を審査する際の有用な参考情報として在外公館と外務省との間で共有されている。

### 実施方法

平成16年度中に贈与契約が締結された案件について、各案件の所管公館が各公館に配置された外部委嘱員を中心に調査を実施し、所定の「事後状況調査シート」に記入して、平成20年6月末をめどに報告を行った（事業終了後3～4年後をめどに調査することとしている）。

調査では建物・機材の維持・管理状況、教育・訓練施設・人材の活用状況、日本の ODA による援助であることを示すなど広報協力の実施状況、維持・管理体制等をチェックし、さらに詳細な調査、確認を要する案件については、別途、外部機関に専門的な調査を依頼することとしている。

### 結果

平成16年度に契約が締結された全72件中、治安情勢を含めた諸般の事情により調査が困難であった案件、すでに外部機関が類似の調査を実施済みの案件等を除く59件（26か国）について調査を行った結果、総合評価で46件が「優良」、13件が「良」との評価を得た。

# 「エジプトの上水道管理運営能力向上に対する日本のODA」評価

調査実施期間：2008年9月～2009年2月

評価者：国際協力省プロジェクト評価・マクロ経済研究所（PEMA）評価チーム

チームリーダー：ライラ・シャハド

サブリーダー：ナビル・マフルーフ、アブデル・アジズ・ナッサル 他6名



## 評価方針

### 目的

評価対象プロジェクトは2006年11月に開始され、2009年10月に終了を予定している。本中間評価は、本プロジェクトの与える様々な影響を分析し、その実施にかかる改善点をプロジェクト終了前に提言することを目的とする。したがって、特にプロジェクト実施中に取り組むべき課題に焦点を当てる。

### 対象

本件評価は、対象地域内の上水施設の維持管理能力を向上するプロジェクトを対象としており、大きく2つの活動により構成され、以下の成果が期待されている。

- ・無収水の削減
- 成果：プロジェクトエリア内の無収水率の減少
- ・標準業務手順（SOP）の導入による上水道施設の維持管理能力の向上
- 成果：上水道施設の運営維持管理能力の強化

### 方法

本件評価は、主に無収水率の減少、管理能力の向上、パイロット施設の維持管理能力の向上にかかる本プロジェクトのインパクトに焦点を当てた定量的アプローチを採用している。文章、集団討論、面接、現場視察などの内容評価も行われた。

## 評価結果

### 妥当性

SHAPWASCO（シャルキーヤ県上下水道公社：県から上下水道の管理を委託されている）は、低い給与水準、低い料金体系、低い集金率、過剰要員による過大な人件費、水の生産供給に関する知識の欠落に伴う非効率的な運営及び高い無収水率による低業績に悩まされていた。

本プロジェクトは、このような状況の中で、エジプト政府が日本政府に対しSHAPWASCOの運営維持管理能力の改善を支援する技術協力プロジェクトの実施を要請したものであり、その実施は妥当である。

### インパクト

本プロジェクトはまだまだ継続中であるが、現在のところそのインパクトは十分である。このプロジェクトによる能力開発の結果、SHAPWASCOは、無収水率の削減において先導的な水道会社となった。また、無収水削減活動の結果、無収水率は著しく低下した（例えば、ザガジグ郡においては24ポイント、ザガジグ市においては17ポイントの削減を達成した）。

### 持続性

SOP活動の目的は、上水道施設の維持管理能力の向上を実現することである。ゆえに、このプロジェクトにおける主な課題の1つは成果の持続性である。しかし、上水道施設の維持管理能力の持続性は、脆弱な組織構造やSOP活動のモニタリングシステムの不十分さのため確立されていない。さらにSOPの効果に懐疑的な職員も存在するという更なる課題も存在する。

## 提言

### 無収水対策

- ・プロジェクト終了前にプロジェクトエリア内の無収水対策を確実に実施する。
- ・施設保全のため、配水管交換の長期的な計画を策定する。
- ・プロジェクトエリアの漏水探査の実施のため漏水対策チームに探査機器を提供する。
- ・配水管ネットワークの修繕のための職員及び技術者を採用する。
- ・シャルキーヤ県における家庭用メーターの検査と旧式メーターの交換を行う。
- ・低い無収水率を維持するため、無収水率が低下した地域での調査を継続的に行う。
- ・節水の重要性についての意識向上キャンペーンを増加させる。
- ・シャルキーヤ県で新設された無収水対策研修センターで必要とされる技術的・経済的支援を行うこと、また無収水対策訓練のための優秀な専門家を採用する。

### 上水道施設の維持管理能力向上

- ・SOPを適正に適用するため、対象となる各水施設の基準を見直す。
- ・上水道各施設における維持管理能力向上活動を今後も監視するため、SHAPWASCOと同じレベルの適切な組織と仕組みを確立する。
- ・上水道施設の管理指導能力の向上を図る。
- ・長期運用している上水道施設の機能を回復する（古くなった機器の入替えを含む）。
- ・上水道施設の管理運営職員、技術者及び監督者を増やす。
- ・水質管理プログラムの実施に対し、明確な目標と計画を置く。
- ・検査結果の正確性の確保及び上水道施設の検査の促進のため、水質分析における技術及び使用薬品の標準化を図る。
- ・管網解析のための計画を立案する。



講義風景

# 「エジプトの浄水場整備に対する日本のODA」評価

調査実施期間：2008年9月～2009年2月

評価者：国際協力省プロジェクト評価・マクロ経済研究所（PEMA）評価チーム

チームリーダー：ライラ・シャハド

サブリーダー：ナビル・マフルーフ、アブデル・アジズ・ナッサル 他6名

## 評価方針

### 目的

本調査は、ヒヒヤ浄水場が、水供給・水質改善に関して住民の生活環境及び衛生環境に与えたインパクトを評価することにより、今後の浄水場整備に対する日本のODAプロジェクトの形成・実施における改善点を提言することを目的とする。

### 対象

本調査では、エジプトで実施された日本のODAによる水供給プロジェクトのうち、シャルキーヤ県北西部で実施された浄水場整備事業を対象とした。本プロジェクトは以下の2つの事業により構成される。

- ・ヒヒヤ郡における浄水場の建設
- ・ヒヒヤ郡を水供給システムに統合するための配水管整備

### 調査方法

評価は「妥当性」、「効率性」、「効果」、「インパクト」、「持続性」の5つの視点から行った。このうち「効率性」、「効果」、「妥当性」は関係者への詳細インタビューから評価を行い、「インパクト」、「持続性」についてはプロジェクトチームによる分析により評価を実施した。

## 評価の結果

### 妥当性

本プロジェクトの実施にあたっては、他の水源がない、ナイル川支流に隣接する、必要性がある、利用可能な土地が存在する、水源が当該地域に存在する、浄水場建設に適した環境がある、などを十分に考慮しており、その実施は妥当である。

### 効率性および効果

本プロジェクトでは、計画期間内に水供給施設を整備するという目標を達成しており、また、水の供給及びその水質が施設の整備により著しく改善した。本プロジェクトの実施前は、多くの住民が上水道を使用することができなかった。

### インパクトと持続性

本プロジェクトでは、水の供給に関し直接のインパクトを与えている。新しい水供給システムは、以前のものと比較して高い水供給能力のみならず高水質も実現した。ヒヒヤおよびマフディヤ、ザラモンといった周辺の村では、水使用のピーク時を除けば、ほとんどの住民

が水の供給、水質とも満足していた。

一方で、浄水場から遠くはなれたホウド・ネジーハ、カフル・アブー・ハタブやマンシェイエット・ガーリーでは、上下水道公社が配水管を整備しなかったため、低水質に悩んでいる。

持続性の観点からは、施設がきちんと整備された上、完全に自動化されているほか、注意深く編成された組織に熱意を持つ職員が配置されており問題ない。ただし、管理運営にあたる職員の数が不足している。

## 提言

### ヒヒヤ浄水場の建設による住民の裨益について

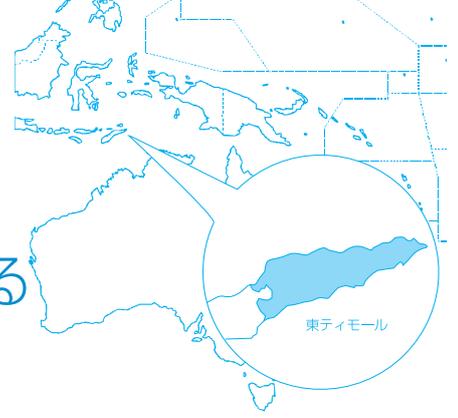
- ・ヒヒヤ郡内の様々な村において、水道水の質が求められる基準を満たすよう、定期的な検査を実施すること。
- ・ホウド・ネジーハ、マンシェイエット・ガーリーやカフル・アブー・ハタブといった遠隔地への基幹配水管の整備を早期に行うこと。

### ヒヒヤ浄水場管理について

- ・持続可能なサービス提供のため、特に配水管ネットワーク部門において、必要な機材や交通手段の確保とともに更なる職員・技術者を採用すること。



ヒヒヤ浄水場



# 東ティモールの平和構築プロセスにおける日本の貢献の評価と平和協力の課題

調査実施期間：2009年2月～2009年3月

評価主任：レベッカ・エンゲル コロンビア大学国際紛争解決センター研究員  
アドバイザー：ヘルダー・ダ・コスタ 財務省援助効果向上局アドバイザー

## 評価方針

### 目的

本評価の目的は、日本が東ティモールで実施したODAが、東ティモールにおける平和構築プロセスの中でどのような状況下で妥当性、効率性、有効性を有したかを評価するものである。特に本評価では、1999年以来、10年間にわたる日本の対東ティモール支援について、同国における平和構築という観点から、日本の支援アプローチ及びプロジェクト等を総合的に評価し、いかなる貢献をもたらしたかを検証するとともに、今後の課題についての提言を行うことを目的として実施された。

### 評価対象

本評価では、ODAによる平和構築支援を主たる評価対象としたが、その際、必要な限りにおいてODA以外の政治プロセスや外交面での日本の取組も含めて検討した。

また、本評価の実施に当たって調査チームは、国際協力機構(JICA)、在東ティモール日本大使館、東ティモール国財務省援助効果向上局をはじめとする政府関係機関及びプロジェクト/プログラムカウンターパート・参加者との議論に加え、事後評価報告書分析、文献調査を実施した。

### 評価方法

評価は基本的には、政策レベル評価に関する日本のODA評価ガイドラインに従い、政策、結果、プロセスの3つの視点から評価の枠組みを定め、評価を実施した。具体的には、東ティモールにおける平和構築プロセスのうち、1999年から2009年までの10年間に、紛争後から平和の定着、そして開発の各段階で実施された日本の支援について重点課題別評価を行った。

## 評価結果

### 政策の妥当性

日本は、ここ数年、紛争国や地域に対して行う援助について、鮮明に平和構築に向けた取組を強化している。そうした変化の過程で、東ティモールは、ODAだけでなく国連PKO活動への参加を含め本格的な平和構築支援を目的として取り組んだ事例である。こうした目的は、国際協調、平和協力を掲げる日本外交の基本方針、ODA大綱及び中期政策、国際社会における紛争国・地域への取組と照らして妥当なものであったと考えられる。

### 結果の有効性

日本は、東ティモールの独立に際し、中心的な支援国の1つとして東ティモールにおける平和の定着に大きな貢献をした。PKO活動への財政的貢献だけでなく人的貢献や、タイムリーに実施された大規模な人道・復興支援は、紛争後の東ティモールが独立国として自立する上で、重要な役割を果たしたと言える。しかしながら、2006年に発生した騒擾事件は、順調に見えた平和構築プロセスが平坦ではないことを浮き彫りにし、平和の定着に向け、治安部門改革やガバナンスの向上、貧困と失業への取組等新たな課題を東ティモール及び日本を含む国際社会に示すこととなった。

日本が重点分野として取り組んできた項目（「人材育成」、「インフラ整備・維持管理」、「農業」及び「平和の定着」）への重点的支援は、各々のプロジェクト・活動レベルにおいておおむね期待された成果を達成したことが認められ、東ティモールの平和構築に一定の貢献を果たしたと考えられる。

### プロセスの適切性・効率性

1999年以来日本が行ってきた平和構築への関与は、国連・国際社会と緊密に連携しつつ平和構築を進める政治プロセスに参画するとともに、その時々ニーズ及び状況に対し、適切な援助スキームや協力の形態を選択するなどして、東ティモールの自立に向けた国づくりと平和の定着に貢献してきたことが認められた。

国連による暫定統治から東ティモールの独立が達成される過程で、日本はマルチ機関を通じた緊急無償資金協力からパイのチャンネルによる無償資金協力・技術協力に比重を移す中で、様々なレベルでのマルチ・パイ連携を通じ、援助効果の向上を図ってきた。一方、日本のODAの制度的な課題として、パイの支援はマルチに比較してその意志決定及び実施プロセスのスピードが遅く、現場での状況やニーズの変化に対応するのに少なからずタイムラグが生じることが認められた。

一方、東ティモール政府のキャパシティー不足はいまだに深刻であり、他ドナーとも協調しつつ、人材育成面での取組を更に強化する必要が認められた。また、無償資金協力によって供与された資機材や施設等の活用を担保するにあたって、技術協力との連携が不可欠であることが多くの事例から認められた。

援助実施プロセスにおいて、東ティモール側のキャパシティー面での制約に対し、日本側における手続き面の簡素化や東ティモールへの側面的支援等努力が見られるものの、更なる調和化の必要性があることが認められた。

## 提言

東ティモールにおける平和構築は、2006年の騒擾事件に象徴される紆余曲折を経ながらも、過去10年の間、同国と国際社会の努力により着実に進展を見せており、最終段階に達しつつあると言える。事実、東ティモール政府及び国際社会の関心は、紛争後の平和の定着から本格的な開発にシフトしつつある。

ただし、過去の教訓からも明らかのように、東ティモールにおける安定と平和の基盤は未だ脆弱であり、紛争の終結だけをもって平和構築が完了したとすることは早計である。こうした中、近年、紛争地域・国における平和構築に積極的に取り組んでいる日本が、東ティモールで果たすべき役割は依然として大きい。

### 重点分野の見直し

現在の重点4分野は東ティモールのニーズ、他のドナーとの役割分担、日本の知見の活用という点から妥当なものである。但し、東ティモールが本格的な開発の段階にさしかかろうとする中、「平和の定着」は独立した柱というより、全体にかかるテーマとして捉えていく必要がある。例えば、安定の基盤を揺るがし得る要素として、貧困の増大や若年層の失業問題が挙げられるが、これらは、他の重点分野の取組においても配慮されるべき要素であり、平和の定着という視点が重要な鍵となる。

また、持続的な平和の構築を促すためには、政府や社会の能力形成が重視されるべきであり、「人材育成」は政府や社会の組織づくりも視野に入れて強化していくべきである。

### 援助プロセスの改善、最適な援助スキーム・アプローチの選択

東ティモールの現状に即した援助スキーム・プロセスの更なる改善・拡充が期待される。パイ支援の実施において政府のキャパシティや東ティモールの現状も踏まえた援助手続きの簡素化・調和化が望まれる。また、一般無償資金協力や技術協力プロジェクトといったパイ協力の承認・実施プロセスの更なる迅速化を進めることがタイムリーな平和構築支援を実施する上で求められている。

東ティモールは後発開発途上国（LDC）の1つであるが、資源収入から構成される石油基金を活用して海外からの無償援助に依存した経済から脱却を試みている。中長期的には、同基金を持続的な方法で産業育成やインフラ整備に役立て、貧困削減に繋げることが大きな課題の1つとなっており、東ティモール政府は借款を含めた新たな資金調達の方途を検討している。日本のODA支援は、現在のところ無償資金協力と技術協力に限定されているが、東ティモールの自立に向

けた最適な支援メニューを考える上で有償資金協力等も視野に入れられるよう、まずは東ティモール政府が借入れ体制及び人材育成に取り組むことが望ましい。また、ODAだけに留まらない民間投資の促進等にも配慮されることが有益である。

### 草の根レベルでの交流の促進

日本が取り組んでいる平和の構築に向けた支援は、研究者を含め一般の日本国民がその実態や成果に触れる機会は非常に限られている。こうした中、東ティモールでの経験を通じて平和構築に関する日本国内の理解が深まることは有益である。二国間ODAの実施にあたって青年海外協力隊等のボランティアや日本NGOの活動展開を積極的に後押しするための方策を検討することが有益である。

## 金融庁

## 新興市場国の金融当局への技術支援（施策）

評価の種類：政策評価  
 評価時期：事後評価  
 評価者：金融庁

## 概要・目的

開発途上国において、健全かつ安定的な金融システム及び円滑な金融・資本市場は持続的な経済発展のために必要不可欠な基盤である。また、金融のグローバル化が進展する中で、世界経済に占めるアジア地域のウエイトが年々高まっており、アジアの新興市場国の金融システムの安定性を確保することは、日本はもとより国際金融システム全体にとっても重要である。

こうしたことを踏まえ、金融庁ではアジア太平洋の新興市場国を対象に金融規制・監督当局への技術支援（銀行、証券、保険規制監督当局者に対する金融行政研修の実施）に積極的に取り組んでおり、アジア新興市場国の金融システムの質的向上及び関係者の能力構築並びに金融市場立ち上げのための制度整備・発展に資するとともに、アジア各国の連携の強化および日本のプレゼンス向上を図っている。

## 評価概要

2008年度に実施した研修事業は、過去に行った各種調査結果（例えば、実務や制度等についての講義だけでなく、ケーススタディーの要請等）に基づいて企画立案、実施したものであり、新興国のニーズに応えるものになっている。

金融庁行政研修については、事後アンケート調査の結果、回答者のおおむね7割以上から研修で得た内容が「実際に役立っている」もしくは「具体的に活用する方向で検討中」との回答を得ている。

よって、金融行政研修は新興市場国の金融当局に対する技術支援を通じたアジア金融行政に携わる者の能力向上、更には日本との連携強化に寄与しているものと考えられる。

より詳細な情報は金融庁のホームページ参照。  
<http://www.fsa.go.jp/seisaku/index.html>

## 総務省

## グローバルな高度情報通信ネットワーク社会の実現への貢献（施策）

評価の種類：政策評価  
 評価時期：事後評価  
 評価者：総務省

## 概要・目的

日本の情報通信行政の国際理解の推進、二国間・多国間等の枠組みによる課題解決のための取組、国際的な情報格差（デジタル・デバイド）の解消（特にアジア地域）、ネットワークの発展を促す市場環境・制度の整備、グローバルネットワークにおける国際標準化の推進への対応等を行うことにより、グローバルな高度情報通信ネットワーク社会の実現に貢献するとともに、各国との国際協力関係の強化に資する。

## 評価概要

国際会議等において、情報通信政策や今後の協力等に関する意見交換、規制改革対話、国際的な課題に対する意見交換等を積極的に実施し、情報通信に関する各国間や国際機関等との政策協調に向け取り組んでいる。

これらの取組は、各国からハイレベルの実務者が参加するとともに、国際的な課題に対し十分に対処できる者が参加し意見交換等を行っており、国際理解・国際協調の面から有効性が認められるところである。

国際的デジタル・デバイドの解消やネットワークの発展を促す市場環境・制度の整備等、課題によっては二国間・多国間等の枠組みによる積極的かつ継続的な対話・調整・支援等が必要である。

## 備考

この政策に関しては、一部にODA予算を含んでいるのみであるがODA政策として掲載している。

より詳細な情報は総務省のホームページ参照。  
[http://www.soumu.go.jp/menu\\_seisakuhyouka/index.html](http://www.soumu.go.jp/menu_seisakuhyouka/index.html)

## 法務省

### 法務行政における国際協力の推進（施策）

評価の種類：政策評価  
評価時期：事後評価  
評価者：法務省

#### 概要・目的

##### 国際連合に協力して行う研修・研究及び調査

- 犯罪の防止及び犯罪者の処遇の分野並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関する刑事司法運営の改善及び国際協力推進のための国際研修・セミナーの実施
- 国連の犯罪防止施策の強化に協力するための国際会議への参加

##### 支援対象国の法制の維持・整備への支援のための研修及び調査研究

- 開発途上国などの法制の維持・整備に従事する者に対して法制度整備支援活動の一環として行う国際研修の実施
- 法制度整備支援に関し、諸外国の法制等に関する調査研究の実施
- 法制度整備支援に関し、支援対象国における積極的かつ効果的な活動を推進するための専門家の派遣
- 法制度整備支援の現状とその対応策に関する国際専門家会議の開催

#### 評価概要

- 国際連合に協力して行う研修・研究及び調査については、国際研修・セミナーの参加者から高い満足度を得られた。  
また、東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナーでは、同地域内の各国が今後取り組むべき課題を示す勧告を採択した。そのほか、共催機関であるタイの検事総長府及び国連薬物・犯罪事務所東アジア太平洋地域センターとの間で緊密な関係を構築することができた。  
さらに、国際会議に参加することで得られた情報や人的ネットワークは、今後の国際研修等の遂行に活用できるとともに、日本の犯罪

捜査・訴追における国際協力の促進にも役立っており、有効であったと考えられる。

以上のことから、今後とも、本施策を継続実施していくこととする。

- 支援対象国の法制の維持・整備への支援のための研修及び調査研究については、国際研修の参加者から高い満足度を得られた。  
また、ベトナム、カンボジア等の支援対象国のニーズに応える形で実施した国際研修や各国の立法担当職員及び裁判官、弁護士等の法曹関係者を招へいして行った国際会議の成果は、各国の法制の維持・整備および人材育成に確実に反映されている。

さらに、派遣専門家の現地における積極的な活動によりベトナムにおいて平成20年11月に日本が起草支援をした民事判決執行法が同国の国会で可決成立するなど、専門家派遣活動の成果が着実に上がっている。

これらの施策の実施により、基本法令の整備や法曹等の人材育成が促進されることは、支援対象国の市場経済の発展等に寄与するものと考えられる。さらに、日本と支援対象国との信頼の醸成、ひいては日本の国際社会における地位向上にも貢献するものであり、有効であったと考えられる。

以上のことから、今後とも、本施策を継続実施していくこととする。

より詳細な情報は法務省のホームページ参照。  
<http://www.moj.go.jp/KANBOU/HYOUKA/hyouka01-03.html>

## 財務省

### 国際開発金融機関を活用した支援（施策）

評価の種類：政策評価  
評価時期：事後評価  
評価者：財務省

#### 概要・目的

世界銀行、アジア開発銀行等の国際開発金融機関は、開発援助における豊富な経験や専門知識を持った人材を多く有するとともに、その広範な情報網を活用し、効果的な援助を行うことができるなどの長所

がある。財務省はこのような長所を十分認識し、責任ある国際社会の一員として、国際開発金融機関の活動に積極的に貢献するとともに、国際開発金融機関の主要出資国として、業務運営に積極的に参画し、日本のODA政策・開発理念を国際開発金融機関の政策に反映させる。

## 評価概要

財務省は、国際開発金融機関の主要株主として、国際開発金融機関が行う融資業務や組織運営等について積極的に意見を述べ、これらの施策に日本の開発の理念や ODA 政策を適切に反映させるよう努めている。平成 20 年度は、アジア太平洋地域の所得水準が特に低い開発途上国に譲許性の高い融資を実施するためのアジア開発基金に対し、主要出資国間で新たな増資を行うことを合意した。今回の増資資金はアジア開発基金が行う開発途上国向けのインフラ整備、社会サービスの提供といった途上国の持続的経済成長、貧困削減を促すプロジェクト実施に向けられる。

また、各国際開発金融機関本体への出資に加えて、各機関に日本

信託基金を設け、途上国への政策アドバイス、途上国政府の制度構築・人材育成、市民社会組織の能力構築等、貧困削減や経済発展に向けて取り組んでいる。平成 20 年度は、例えば世界銀行の開発政策・人材育成基金ではメコン地域への水資源管理能力強化支援、アジア開発銀行の日本特別基金ではアフガニスタン水資源管理支援などがそれぞれ承認された。さらに、財務省は日本の二国間による支援の効率性・有効性を高めるため、国際開発金融機関と協調・連携した途上国への資金協力を行っている。このように、国際社会の援助ニーズに対応し、国際開発金融機関の活動に積極的に貢献するとともに、国際開発金融機関の知見を活用しながら効果的な援助を実施することができた。

## 財政分野や関税・税関分野における人材育成支援、制度・政策支援（施策）

評価の種類：政策評価以外  
評価時期：事前/事後評価  
評価者：財務省

### 概要・目的

開発途上国が持続的な経済発展を進めるためには、各国の発展段階や経済構造に応じた適切な経済社会制度の設計及び運営を行う必要がある。財務省は、財政金融分野や関税・税関行政分野等の制度や政策について、人材育成支援や制度政策支援を実施し、国際協力の推進に積極的に取り組む。

### 評価概要

財務省は、経済・社会開発の担い手となる人材育成を目的として、開発途上国の政策担当者及び行政実務担当者等を対象とした研修・セミナーや、政策ミッションへの参画及び専門家派遣による開発途上国への専門的なアドバイスを実施している。例えば、平成 20 年度においては以下の支援を行った。

- ・メコン地域諸国開発政策セミナー
- ・カンボジア経済財政省に対する税制・税務行政支援

・対外債務管理ワークショップ

・WCO/日本関税技術協力プログラムによる専門家派遣

支援の実施にあたり、相手国政府の現地担当者や在外公館の財政経済担当者へのヒアリング等を通じて、事前に被援助国の要望や現状を把握するとともに、終了時には、参加者との協議の実施を通じて、今後の技術援助に関する要望等を聴取した。その他、参加者のその後の活動状況や、今後の技術援助に関する要望等を把握することを目的に、現地への専門家派遣の機会に、相手国政府担当者や過去の研修生との協議を実施した。

このように、平成 20 年度は、国際協力の推進に積極的に取り組むとともに、技術援助の相手先の要望や意見を集約し、かつ財政・経済分野の技術援助関係者間の円滑な調整を行うことにより、より効果的・効率的な支援となるよう取り組んだ。

より詳細な情報は財務省のホームページ参照。  
<http://www.mof.go.jp/jouhou/hyouka/top.htm>

## 文部科学省

### 国際協力の推進（政策）

評価の種類：政策評価  
評価時期：事後評価  
評価者：文部科学省

### 概要・目的

国際協力の推進を図るため、日本の大学等における知的リソースを整理・活用して国際協力に関する情報提供等の知的貢献を行う。また、国際機関へ事業委託等を行い国際的な取組にも貢献する。

### 評価概要

#### 日本の知見を活用した国際教育協力活動

日本の国際協力活動の一層の促進及び効率的実現に向けた取組として、平成 19 年度より「国際協力イニシアティブ」を開始した。同事業の実施により、日本の大学等有する教育研究上の知識や経験を

踏まえた教育モデルの策定・普及啓発等が行われた。得られた成果は国内外において様々な形で活用されており、国際教育協力の質向上に寄与することができた。

また、外務省及び国際協力機構 (JICA) と連携して、青年海外協力隊「現職教員特別参加制度」を創設した。現職教員の参加体制の整備・強化を図っている。現職教員が開発途上国で、様々な障壁を克服し国際教育協力を実践することにより、問題への対処能力や指導力の向上など教員の資質能力の向上が期待されるほか、帰国後は自身の貴重な体験を教育現場に還元でき、ひいては日本の教育の質を高めることにつながることから、積極的に現職教員の参加促進に取り組んできた。本年度より同制度の適用を日系社会青年ボランティアに拡大したものの、応募者数は依然として減少傾向にあり、引き続き現職教員への派遣前・中・後の支援や同制度の存在・内容の普及啓発を一層充実させることなどを通じて、参加者数の減少傾向に歯止めを掛けるべく努めることとする。

#### ユネスコへの協力

アジア太平洋地域を対象とした識字事業等に対し、信託基金の拠出

を通じた協力を行っている。

2008年度は、「万人のための教育 (EFA) 信託基金」及び「エイズ教育特別信託基金」を組み替えて「アジア太平洋地域協力信託基金」を設置し、ユネスコ・バンコク事務所を通じ、コミュニティー学習センター (CLC) の強化、生涯学習の推進、識字率調査方法の開発等の事業を行った。また、これらの事業を通じて、開発途上国における就学率の向上、識字率の向上、教育のすべての局面における質の改善など、「ダカール行動の枠組み」で示された目標に向けた取組に引き続き貢献した。特に CLC 事業については、アジア・太平洋地域における認知度が向上し、CLC 設置を求める声が増加するなど、ユネスコの活動が確実にアジア太平洋地域に浸透していることが伺える。

しかしながら、世界教育フォーラム (2000年、ダカール) で採択された「ダカール行動枠組み」の目標である、成人 (特に女性) 識字率を 2015年までに改善すること等については、特に南・西アジアのいくつかの国々では、引き続き成人識字率が低く、また識字向上の速度も十分でないなど、さらなる取組の充実が不可欠である。

## 留学生交流の推進 (政策)

評価の種類：政策評価  
評価時期：事後評価  
評価者：文部科学省

### 概要・目的

留学生の受入・派遣を通じた留学生交流は、日本と諸外国との間の人的ネットワークの形成や相互理解と友好関係の深化、国際的に開かれた社会の実現、日本の大学等の国際化・国際競争力の強化、人材の育成を通じた知的国際貢献等に重要な役割を果たしており、これまでも諸政策を通じて、その充実に向けてきたところである。

今後は、2008年に関係6省で策定した「留学生30万人計画」に基づく優秀な留学生の受入施策のより一層の充実を図るとともに、日本人学生の海外留学に対する支援の充実を図ることにより、日本を世界により開かれた国とし、日本の国際競争力の強化、国際貢献及び大学の国際化の推進を目指す。

### 評価概要

2008年度においては、日本に受け入れている留学生数は123,829人で、過去最高の人数となっている。しかし、日本の高等教育機関の学生全体に占める留学生の割合は3.5%と先進諸国と比較して必ずしも多くない状況にある。

国費外国人留学生の受入人数は9,923人となっており、過去2番目に多い人数となっている。2008年度においても、引き続き国際的に魅力のあるプログラムを実施する大学に国費外国人留学生 (研究留学生) を優先的に配置する「特別プログラム」を実施するとともに、

日本企業への就職意志のある優秀な留学生に対し、産学連携による就職支援を行うため、経済産業省と連携し「アジア人財資金構想」を実施した。また、新たに、国費外国人留学生制度において外交的要請に対応した戦略機動枠を創設した。

私費外国人留学生に対する支援施策である学習奨励費の2008年度における給付者数は12,388人となっている。政府全体の一般歳出についての抑制方針やODA経費の削減の厳しい財政状況の中、支援対象の成績評価方法を厳格化し、より優秀な留学生への支援を実施した。

日本人学生の海外留学については、短期留学推進制度 (派遣) の2008年度における採択者は681人、長期海外留学支援の新規採択者数は72人となっている。

上記の結果から、留学生の受入・派遣の両面での一層の交流の推進は、厳しい財政状況の下であるが効率的・効果的な支援を行うことにより、概ね向上していると判断した。

### 備考

非 ODA 事業を含む。

より詳細な情報は文部科学省のホームページ参照。  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/hyouka/seido/index.html](http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/seido/index.html)

## 国際機関の活動への参画・協力を推進すること： 国際労働機関が行うディーセント・ワーク実現のための 技術協力事業に対する協力（施策）

評価の種類：政策評価  
評価時期：事後評価  
評価者：厚生労働省

### 概要・目的

国際労働機関（ILO）への任意拠出を通じて、ILO 専門家等の活用により、以下のプロジェクトを実施する。

#### 南アジアにおける若年者雇用対策プロジェクト

貧困地域であるスリランカで、若年者の失業対策に関する技術協力を実施する。

#### 東南アジアにおける国外労働力移動の管理プロジェクト

タイ及びその周辺国における国外出稼労働者等の就労状況を調査し、国外出稼労働者、受入国、送出国を中心に稼働労働者の権利保護等を目的とした対策に関する技術協力を実施する。

#### 日本人技術専門家の育成に関する事業

ILO が技術協力を行うアジア・太平洋地域のプロジェクトサイトでの実地研修等を通じて、同地域の労働事情に精通し、技術協力に関する知識及び経験を兼ね備えた日本人の専門官を養成するためのプロジェクトを実施する。

#### ASEAN 地域の健康確保対策事業

ILO と世界保健機関（WHO）が連携し、ASEAN 地域において、地域住民・労働者の健康確保支援等の技術協力を実施する。

#### アジア太平洋地域技能就業能力計画（SKILLS-AP）に関する事業

任意拠出金（平成 20 年度 10 万ドル）を拠出し、SKILLS-AP の事業を支援するとともに、日本において、日本の有する経験、専門知識、施設等を活かしたセミナーの開催等の支援事業を実施する。

アジア太平洋地域技能開発計画 SKILLS-AP（旧 APSDEP）は、国際労働機関（ILO）が協力する地域プログラムであり、アジア太平洋地域における職業能力開発分野の知識経験、施設等を相互に活用した技術協力を推進し、域内諸国の職業訓練の向上、技能水準の向上、ひいては経済社会開発を促進することを目的として、昭和 53 年に設立された。

日本は、SKILLS-AP の事業活動に対し資金を拠出するとともに、日本が有する職業訓練分野における経験、ノウハウ等を活用したセミナー開催等の支援事業を実施している。

### 評価概要

ILO を通じたこの事業は、国際機関の豊富なネットワークと専門知識、ノウハウをいかすとともに、加盟国同士が労使団体を含めて相互に協力し合う仕組みを採ることにより、二国間協力ではカバーできない国々を含め、アジア・太平洋地域の雇用・労働分野における諸問題の解決に、幅広くかつ効率的に貢献している。

ILO は計画期間に応じて、第三者機関等による中間評価、最終評価を行うなど、客観的な事業の評価を行い、より効率的かつ効果的なプロジェクト運営が行われるよう積極的に取り組んでいる。また、全体として、各国政府及び労使団体等により高い評価を得ている。

SKILLS-AP に関しても、平成 20 年度においては、企業内訓練と職場における技術評価がワークショップのテーマとなっていたが、参加者が帰国後、その成果をいかして、訓練関係法令の改正において企業内訓練の関係条文を盛り込む例や参加国が成果をより発展させ新たな国際セミナーを開催する例が見られるなど、域内加盟国の技能向上及び雇用の拡大に貢献している。

全体として、ILO を通じた協力については、日本の経験及び国際機関の専門性の双方を活用し、国際社会への貢献及び国際化時代にふさわしい厚生労働行政の推進に向けて、効率的、効果的に事業を実施しているものと評価している。

### 備考

ここでの政策評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成 13 年法律第 86 号）に基づくもの。

## 国際機関の活動への参画・協力を推進すること： 世界保健機関等が行う技術協力事業に対して協力すること（施策）

評価の種類：政策評価  
評価時期：事後評価  
評価者：厚生労働省

### 概要・目的

#### 拠出金事業による技術協力事業

世界各国が抱える保健医療・公衆衛生分野における様々な課題に対

し、それらを解決するための一助となること、及び世界的な健康脅威に対し協力して対処することを目的として、日本に蓄積されている高度な技術を活用し、WHO を通じて積極的に開発途上国に対する技術

協力を実施する。

### 開発途上国におけるエイズ対策の推進

日本の高いエイズ治療技術等を用い国際貢献を行うため、国連のエイズ関係機関との連携と協調を通じて、特に開発途上国におけるエイズの治療、予防等に係る保健医療システムの強化等に対する支援を行うことにより、世界のエイズ対策の強化に積極的に協力する。

### 評価概要

世界保健機関（WHO）拠出金事業を通じて途上国における感染症予防等に寄与すること、及び国連共同エイズ計画（UNAIDS）を通じて途上国を始めとする世界各国のエイズ対策を支援することは、世界共通の課題となっている感染症問題に適切かつ迅速に対処するこ

とを可能とし、これは、日本における感染症対策を、各国と整合性の取れた形で効果的に実施していくためにも不可欠である。

また、感染症予防やエイズ対策に関する長年の知見を有する WHO 及び UNAIDS を通じて事業を実施することにより、より効率的な事業の実施が可能となっていると評価できる。

### 備考

■非 ODA 事業を含む。

■ここでの政策評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成 13 年法律第 86 号）に基づくもの。

より詳細な情報は厚生労働省のホームページ参照。  
<http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/hyouka/keikaku-kekka.html>

## 農林水産省

### 農業分野（一部水産分野を含む）： 食料・農業・農村に関する国際協力の推進（政策）

評価の種類：政策評価  
 評価時期：事後評価  
 評価者：農林水産省

### 概要・目的

この政策では、食料・農業・農村に関する国際協力の推進を通じて、世界の食料需給の安定に貢献することを目的とし、農林水産省の有する技術・ノウハウを活用し、開発途上国における基礎調査、技術開発及び国際機関を通じた開発途上国間のルール作り等を主な内容として実施してきている。

2008 年に開催された TICAD IV、FAO ハイレベル会合、洞爺湖サミットにおいて、食料価格の高騰により影響を受けた開発途上国に対する支援策として、短期的には食糧支援、中長期的には農業生産を促進することが重要であることが確認された。また、2009 年 4 月に開催された G8 農相会合や 7 月のラクイラ・サミットにおいても世界の食料安全保障のための農業の重要性や農業・農村地域の持続的発展のための投資の必要性が合意された。

こうしたことから、飢餓・貧困の削減や地球環境の保全に資するため、ひいては世界の食料需給の将来にわたる安定に貢献するため、開発途上国の実情やニーズに即して、食料・農業・農村に関する国際協力を積極的に推進していく。

### 評価概要

本政策においては、①日本の食料安全保障の確保にも資する協力、② WTO、EPA 等の国際交渉における日本のイニシアティブの発揮に資する協力、③日本への影響が顕在化してきている地球規模の環境問題や越境性疾病への対応の 3 項目を目標として設定し、さらに各事業ごとに事業目標を設定し、相手国の関係者等を対象として、それぞ

れの達成度等について、4 段階評価のアンケート調査を実施した。アンケートの内容は、妥当性、有効性、効率性、インパクト、自立発展性の視点を盛り込んだ内容とし、目標値は各目標ともアンケート調査の平均値 3.5 とした。

その結果は以下の通りである。

- ①日本の食料安全保障の確保にも資する協力：3.4
- ② WTO、EPA 等の国際交渉における日本のイニシアティブの発揮に資する協力：3.4
- ③日本への影響が顕在化してきている地球規模の環境問題や越境性疾病への対応：3.2

評価結果はおおむね有効であるものの、昨今のグローバル化の進展や WTO 交渉や EPA 交渉の進展、また食料安全保障について議論された各種国際会議の宣言等を踏まえ、アフリカをはじめとする飢餓・貧困の多い開発途上国における具体的な取組を検討・推進し、効率的な農林水産分野の国際協力を行う必要がある。

その際、引き続き 3 つの重点分野（①日本の食料安全保障の確保にも資する協力・交流、② WTO・EPA 等の国際交渉における日本のイニシアティブ発揮に資する協力、③日本への影響が顕在化してきている地球規模の環境問題や越境性疾病への対応）の取組を実施していくことで、今後の達成度の向上を図っていく必要がある。

### 備考

非 ODA 事業を含む。

## 森林・林業分野： 国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の 発揮に向けた取組みの推進（政策）

評価の種類：政策評価  
評価時期：事後評価  
評価者：農林水産省

### 概要・目的

本政策は、森林・林業分野の国際的な技術協力などによって、途上国における持続可能な森林経営を阻害している違法伐採など様々な課題への取組を推進することを目的とする。

近年の国際議論においては、途上国の森林減少・劣化の問題が重要課題として位置付けられており、日本としては、このような国際議論の動向や、相手国カウンターパートのニーズ等を踏まえつつ、各国、国際機関、NGO等との連携の下で、荒地植林等の技術開発、NGO等の海外植林活動に関する情報整備、人材育成、森林資源管理体制の強化支援等を推進する事業を実施している。また、関係各国の政府機関やNGO等の関係者が参集する国際会議の開催、国連食糧農業機関（FAO）及び国際熱帯木材機関（ITTO）が実施するプロジェクトへの資金拠出を行っており、これらの取組を通じ、本政策が目的とする途上国等の持続可能な森林経営の推進を図っている。

### 評価概要

国際林業協力事業の実施相手国の政府機関関係者等を対象として、

事業成果等について、5段階評価のアンケート調査を実施し、その結果を数値化して百分率により集計した。

このアンケートでは、実施事業の「持続可能な森林経営への寄与度」についての質問を設け、全ての回答者が最も評価が高い回答をする場合（100%）を目標値として設定した。その結果、達成状況は82%となり、相手国から見て一定の事業効果を感じられていること等が推察されるが、途上国側のニーズに更に的確に応えられるよう、各種の取組等を実施する必要がある。

なお、このアンケートでは、上記「持続可能な森林経営への寄与度」のほかに、有効性、効率性等についても5段階評価のアンケート項目を設けており、それらの結果は、実施した事業の分析や見直しの方向性の検討等に活用している。

### 備考

- 非 ODA 事業を含む。
- 国際林業協力関係の事業は政策分野「森林の整備・保全による森林の多面的機能の発揮」の一環として評価を実施。

## 水産分野： 国際機関による管理対象魚種及び漁業協定数の維持・増大（政策）

評価の種類：政策評価  
評価時期：事後評価  
評価者：農林水産省

### 概要・目的

公海の水産資源、まぐろ類等の回遊性の高い水産資源等については、関係国が協力して、漁獲能力の管理や違法・無報告・無規制（IUU）漁船対策を積極的に進め、その持続的な利用の確保に努めることが肝要であることから、国際的な管理を要する水産資源の適切な保存及び管理を図り、また、日本の漁業の漁場維持及び開発を図る。

### 評価概要

水産物の安定供給の確保を図るためには、国内漁業のみならず、日本の排他的経済水域外における水産資源の持続的な利用及び管理が必要であり、当該水域における操業に関する協定の締結、諸外国との協議、国際的な水産資源管理枠組みへの協力等を推進することが有効である。

これらの観点から、「国際機関による管理対象魚種及び漁業協定数の維持・増大」を目標として設定し、地域漁業管理機関等における資源管理への取組への協力及び関係国との協議を積極的に推進した結

果、管理対象魚種については、昨年度より4魚種増えて81魚種となった。これは、インド洋まぐろ類委員会において4魚種（メバチ、キハダ、メカジキ、ピンナガ）の資源評価が行なわれ、管理対象魚種に選定されたためである。

漁業協定数については、1協定増えて51協定となった。これは、日本の民間漁業団体と赤道ギニア漁業・環境省との間で、日本のまぐろはえ縄漁船の赤道ギニア排他的経済水域内における入漁について、漁業協定を締結したことによるものである。

### 備考

- 非 ODA 事業を含む。
- 国際漁業協力関係の事業は、政策分野「水産物の安定供給の確保」及び「食料・農業・農村に関する国際協力の推進」の一環として評価を実施。

より詳細な情報は農林水産省のホームページ参照。  
<http://www.maff.go.jp/j/assess/hyoka/kekka/2008/index.html>

## 経済協力の推進（施策）

評価の種類：政策評価  
 評価時期：事前評価  
 評価者：経済産業省

### 概要・目的

この施策は、途上国の経済発展を支援するため、途上国の貿易・投資環境を整備するための経済協力を推進し、ひいては、日本と当該国との貿易・投資拡大を通じた経済関係の深化を図ることを目的としている。

日本は先進国の一員として、途上国の発展に寄与するとともに、国際社会の平和と発展に貢献することが求められている。このため、インフラ整備や人材育成といった経済発展基盤の整備に対して、円借款と技術協力を主なツールとした経済協力を実施するとともに、民間投資の活力を引き出ししていくといった、日本独自の途上国発展政策を実施していくことが必要であり、これが途上国との経済関係を深化させ、ひいては日本経済・産業への裨益につながるものである。

特に、従来から、日本企業は東アジア地域において国際事業ネットワークを形成し、同地域における経済成長のダイナミズムを取り込んできたことから、現在行われている経済連携交渉なども踏まえ、今後とも東アジア地域との関係を深化・拡大させていくことが重要であり、引き続き、貿易・投資環境整備のための同地域における経済協力を推進していくことが必要である。また、アフリカ諸国に対する経済協力の必要性の高まりから、アジアでの経験をいかし、あらゆる経済協力ツールを活用した柔軟なやり方で着実に実行していくことが求められている。

以下の点に重点的に取り組み、経済協力を活用した途上国の貿易・投資環境の整備を図る。

### 産業・物流インフラ整備の促進

途上国の発展及び進出日系企業のための産業・物流インフラの整備を、主として日本技術活用型プロジェクトについて調査を実施し、日本企業の投資環境整備及び日本の技術や製品のアジアでの「標準化」の推進を目指す。

また、地球環境問題への対応に資するプロジェクトや、日本の資源確保に資するプロジェクト、さらには、TICAD IVの成果をふまえ、アフリカの成長につながるプロジェクトに重点的に取り組む。

### 制度インフラ構築支援：「アジア標準」の創出・展開

東アジア経済連携強化の中で、各国相互の利益となる経済制度・システムの構築を図るため、経済産業技術協力の重点5分野（知的財

産権の保護、基準認証制度整備、物流の効率化、環境・省エネ、産業人材育成（資格制度等）を設定し、技術協力を展開している。特に、日本の経済発展の基盤となった技術・経済社会システムを「アジア標準」として選定し、アジアへの重点的な展開を行う。

### 産業人材育成の強化

アジアを中心とした途上国の経済成長支援に資する産業人材の育成を目的とした研修・専門家派遣等を実施する。また、「アジア産業人材育成・中期計画」に基づき、民間企業等の経営者や技術者に対する研修・専門家派遣の戦略的な実施や、高等教育機関等の産業人材育成機関の能力向上を図る。

### 評価概要

日本は、東アジアを重点地域として ODA を供与し、相手国との外交関係の強化や経済発展基盤の整備を支援することで、経済関係の深い同地域の貿易・投資環境整備を行ってきた。特に東アジア地域は、発展段階に差があることから、それぞれの国のニーズ（人材、インフラ、制度など）に応じた経済協力を通じて、内外から多くの民間投資が行われ、東アジア諸国の経済発展に寄与してきた。主要アジア諸国に対する日本の経済協力はいずれも大きな割合を占めており、経済協力なくしては現在の発展に支障を来していたことが十分予想される。引き続き、途上国の産業人材育成や制度構築支援などのソフト面での経済協力や、円借款や民間投資活力主導によるハードインフラ整備といった経済協力に取り組むことは、従来から緊密な関係にある東アジア諸国と今後とも連携を一層深めていくことにつながり、ひいては日本経済・産業の発展に裨益することから、その波及効果は大きい。

特に、近年、日本の財政事情が厳しい中で、経済産業省の ODA 費も、ピーク時の 558 億円（平成 9 年度）から、平成 20 年度予算では 283 億円にまで約 5 割減少している。この間、政府全体でも ODA 額が約 4 割減少するなど、予算をめぐる環境は極めて厳しい状況であるが、一方で途上国により経済協力の内容・重点がそれぞれ異なることに留意しつつ、各経済協力ツールの選択と集中や、効果的・効率的な組み合わせによる事業執行に努めている。

産業・物流インフラ整備の促進については、これまでに案件形成調査を実施した案件のうち途上国による要請等に繋がったものの割合は、平成 16 年度は 50.0%、平成 17 年度は 59.1%、平成 18 年

度は27.8%、平成19年度は47.8%、平成20年度は25.0%と、各年度による変動はあるものの、平成16年度から平成20年度の平均では43.3%と高い具体化率を達成している。

また、産業人材育成の強化については、「経済産業人材育成支援研

修事業」における「研修生満足度」、「受入企業目標達成度」の2つの指標ともに、平成16年度から平成20年度まで各年度で90%以上を達成している。

## 経済産業技術協力のフォローアップ・評価に関する調査（事業）

評価の種類：政策評価以外  
評価時期：事後評価  
評価者：経済産業省  
及び第三者

### 概要・目的

本事業は、技術協力施策の成果等の対外的な説明力の向上及び今後の同施策の推進に資する情報の整理を目的として、制度インフラの構築支援事業である「貿易投資円滑化事業」において過去に実施された11の事業を「優良事例」として取り上げ、分析することにより、「共通する成功要因」及び「高度化に向けてのマネジメントと評価の在り方」について検討を行った。

### 評価概要

「貿易投資円滑化事業」において過去に実施された11の「優良事例」について、制度化の実現や普及等の成果、相手国の産業・経済・社会環境へのインパクトを中心に分析した。

その結果、「優良事例」に共通してみられる以下の要因が事業の成功をもたらしたことが明らかとなった。

#### 【共通する成功要因】

- カウンターパートとしての現地産業界を束ねる機関（組織インフラ）の存在
- 継続的な事業実施や、それによる相互信頼関係の醸成等の中長期的な取組の実現

- 相手国による独自の展開を見据えた事業実施段階からの仕組みづくり

- 「現場」と「政府（政策）」の密なコミュニケーション及び相互フィードバック

また、適切な評価と事業の更なる高度化を図るためには、支援策と成果の論理的因果関係の整理・分析の実施、厳密な立証ではなく貢献の視点にたった前向きな評価の実施、中長期的な視点に立った目標水準の設定、進捗のモニタリングの実施、事後評価における評価実施機関の役割分担の明確化及び連携体制の構築、事業実施機関による自立的モニタリングの実施及び結果の政府との定期的な共有等が必要であると結論を得た。

### 備考

貿易投資円滑化事業に関する評価調査を2008年度に外部委託で実施した。

より詳細な情報は経済産業省のホームページ参照。  
[http://www.meti.go.jp/policy/policy\\_management/](http://www.meti.go.jp/policy/policy_management/)

## 国土交通省

### 国際協力、連携等の推進（政策）

評価の種類：政策評価  
評価時期：事後評価  
評価者：国土交通省

### 概要・目的

国際関係は長期間にわたる各層での交流等の積み重ねにより形成されるものであり、国際連携・協力の推進に当たっては、長期的観点に立って、多方面かつ継続的な取組を進めることが課題となっている。そのため、日本企業の国際展開、国際交流の増進を図るとともに、開発途上国における社会基盤の整備・交通政策の展開等による自立的

発展を促進するための連携・協力・支援を推進し、もって日本の国際競争力強化につながる戦略的外交を外務省等関係機関と連携して推進する必要がある。

このような観点により、開発途上国における社会資本整備の本邦技術活用や道路・水環境等の重点分野におけるインフラ整備促進のための政策対話・セミナー、交通分野における地球環境・エネルギーに関

する大臣会合、アジア諸国における交通分野からのCO<sub>2</sub>排出量の増加・大気汚染の深刻化に対応するため、陸・海・空の交通分野における能力向上支援、ASEANの物流をスムーズに捌くため、現地物流事業者、物流関係行政官等を対象としたセミナー・ワークショップ等を実施した。

### 評価概要

国際情勢や相手国等のニーズ等の把握を踏まえ、国内外の関係省庁・機関と連携しつつ、これらの取組を着実に実施しており、国際協力・連携等に寄与したプロジェクト件数は年々増加している。また、

これまでに蓄積された知見・ノウハウをいかし、より少ないコストで重要相手国・分野等に重点を置きつつ施策を実施してきているところであり、効果的・効率的に、国際協力、連携等を推進していると評価できる。

今後も、これまで実施している国際交流や調査を効果的・効率的に実施するとともに、昨今の大きな課題となっている地球環境問題やセキュリティ等の課題に適切に対応するため、関係機関等との連携・調整等を図りながら被援助国のニーズを適確に把握し、日本の国際競争力の強化、戦略的な国際協力・連携等の推進を図る。

## 総合物流体系整備協力（事業）

評価の種類：政策評価以外  
評価時期：事後評価  
評価者：国土交通省  
及び第三者

### 概要・目的

ASEAN諸国の競争力強化、それに伴う日本企業への将来的な裨益も視野に、ASEAN地域の物流ネットワークの改善が必要である。

本事業ではASEAN諸国における物流に関する問題点の把握、物流のハード面・ソフト面での改善点の把握などの基礎的な調査を行い、今後日本がとるべき協力・援助の方向をとりまとめ、日ASEAN物流改善計画（案）を策定することを目的とした。

### 評価概要

平成20年度、国土交通省の運輸部門で取り組んだ国際協力評価事業において、「平成14-17年度総合物流体系整備協力調査事業」についてODA評価を試行した。本試行では事業の目的の実現状況、成功要因、障害などを整理し、事業の妥当性、インパクト、有効性、自立発展性について評価を行うとともに、評価結果から今後の同様の事業への教訓を確認した。

### 妥当性

本事業の目的である日ASEAN物流改善計画策定は、日ASEAN交通連携の一環に位置付けられていることから、事業の妥当性が認められる。

### インパクト

#### ■社会開発・経済開発

本事業に継続する「日ASEAN交通連携物流人材育成事業」の効果もあり、平成20年度時点で、ASEAN10か国で人材開発プログラムの活用を決定しており、ASEAN諸国の物流ネットワークの改善に貢献する。

#### ■環境保全

本事業で策定された日ASEAN物流改善計画の目的の1つとして環境問題への対応が掲げられ、本事業に継続する「日ASEAN交通連携物流人材育成事業」においても、環境に関する物流政策の立案、物流協会及び物流事業者による環境意識の啓発も期待されることから、今後、事業対象国であるASEAN各国の環境保全に貢献すると考えられる。

### 有効性

最終アウトカムは後続事業に依存するものの、2次アウトカムの人材開発プログラムはASEAN10か国で採用されているため、目標達成が見込まれる。

### 自立発展性

本事業のアウトプットである日ASEAN物流改善計画に基づいて、一部日本の支援をもとに、人材育成事業が始まっており、今後のASEANの物流ネットワークの改善、ひいてはASEAN各国の自立発展に寄与するものと想定される。

### 備考

総合物流整備協力事業に関する評価調査を2008年度に外部委託で実施した。

より詳細な情報は国土交通省のホームページ参照。  
<http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/index.html>

## 生物多様性の保全と自然との共生の推進（施策）

評価の種類：政策評価  
評価時期：事後評価  
評価者：環境省

### 概要・目的

第三次生物多様性国家戦略に基づき、自然環境保全のための施策の策定に必要な情報を収集・整備するとともに、国際的枠組みへの参加や開発途上国に対する支援等により地球規模の生物多様性の保全を図る。

### 評価概要

第三次生物多様性国家戦略に沿って、各種具体的な施策、政策の策定に必要な情報の収集・整備・提供、サンゴ礁や湿地、渡り鳥の保全のための国際的取組や国際条約の適切な履行、国際的非政府機関への拠出等によって、自然環境保全分野での国際協力を積極的に推進するとともに、生物多様性条約第10回締約国会議の招致・開催に向けた

他国への働きかけ等の取組を推進し、国際的な評価を得ている。

### 備考

- 当該施策に関しては、一部に ODA 予算を含んでいるのみであるが、ODA 施策として掲載している。
- 環境省の政策評価は実績評価方式であり、共通の目標を有する事業のまとまりである「施策」を単位として実施しており、ここでは、ODA 事業を含む施策を掲載している。

より詳細な情報は環境省のホームページ参照。  
<http://www.env.go.jp/guide/seisaku/>

## 2.4 国際協力機構（JICA）の評価結果

### 2.4.1 概要

## 2.4 国際協力機構（JICA）の評価結果

### 2.4.1 概要

JICAは、広く事業に対する国民の理解と支持を得ながら、より効率的・効果的な事業を実施することを目的として事業評価を行っています。評価結果は、事業の改善や援助関係者の学習効果、そして説明責任を十分に確保する手段として活用されています。

#### プロジェクトのPDCAサイクルに沿った一貫した評価

PDCAサイクルとは、Plan、Do、Check、Actの4ステップからなる活動の継続的改善をはかるマネジメントサイクルです。JICAの事業評価は、プロジェクトの事前-実施-事後の段階、フィードバックに至るまで、一貫した枠組みによる評価を実施しています。このようにPDCAサイクルの各段階で評価を行うことにより、プロジェクトの開発成果の向上に努めています。

#### 整合性のある手法・視点による評価

JICAでは、援助スキーム横断的な手法・視点による評価のしくみを構築しています。援助スキームの特性に考慮しつつも、基本的な枠組みを共通化し、一貫した考え方による評価の実施と評価結果の活用をめざします。具体的には、上記の①プロジェクトのPDCAサイクルに沿ったプロジェクトの各段階の評価、②OECD-DACによる国際的なODA評価の視点である「DAC評価5項目」による評価、③レーティング制度等の開発により、統一感のある評価結果の公表等です。

#### プログラム・レベルの評価による横断的・総合的な評価

プログラム・レベルの評価では、特定のテーマや開発目標を切り

口としてJICAの協力を総合的に評価・分析することにより、共通する提言・教訓の抽出を行っています。これまでは開発課題や地域、国、援助手法、評価手法等を切り口として「テーマ別評価」を実施してきました。今後は、JICAが途上国の特定の中長期的な開発目標の達成を支援するための戦略的な枠組みとして取り組んでいる「協力プログラム」を対象にした評価手法の検討も進めていきます。

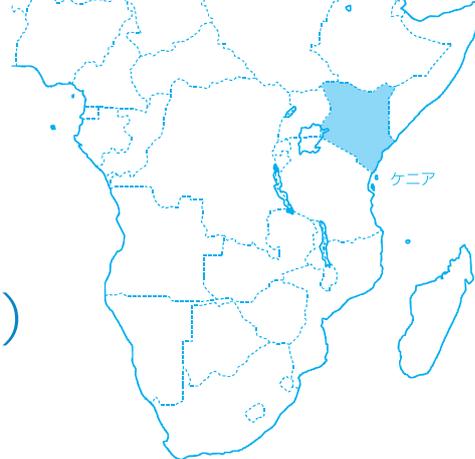
#### 客観性と透明性を確保した評価

JICAが行う事業評価では、評価の客観性と透明性を確保するための取組を行っています。各援助スキームに共通して、事業実施の効果を客観的な視点で検証することが求められている事後評価では、すでに外部評価が取り入れられており、今後も更に評価の客観性、透明性が高まるような取組を進めていきます。また、評価の質及び評価結果の客観性の向上を図るため、外部有識者により構成される外部有識者事業評価委員会において、評価の方針や実施のほか、評価体制や制度全般等に関する助言を得ており、外部者の視点が事業評価に反映される仕組みを構築しています。

#### 評価結果の活用を重視する評価

JICAの事業評価は評価を行うだけでなく、プロジェクトの各段階の評価結果がPDCAサイクルの「Act」につながるようにフィードバック体制を強化しています。フィードバックは当該プロジェクトの改善に関する提言、実施中あるいは将来の類似プロジェクトに対する教訓に加え、今後はJICAにおける協力プログラムや、JICAの協力の基本的方針である国別援助実施方針、課題別指針等へのフィードバックを更に強化しています。また、相手国政府への評価結果のフィードバックや評価自体の合同実施により評価結果が相手国政府のプロジェクト、プログラム、開発政策等の上位政策に反映されるよう努めています。





## エイズ予防プログラム（ケニア）

調査実施期間：2007年11月～2008年9月

注：50ページから55ページにわたって紹介している評価調査事例は、JICA作成『事業評価年次報告書2008』に掲載されている2007年度に実施した評価調査の一部を抜粋の上、掲載しています。なお、最新の情報についてはJICAホームページ（<http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/index.html>）を参照願います。

### 評価概要

本評価は、2006年6月にプログラム化された協力プログラム—ケニア国「エイズ予防」を評価することを通じて、当該プログラムの計画、運営に関する提言及び教訓を導き出すことを目的としている。これまでのプログラム評価<sup>\*1</sup>と異なり、既に実施段階にある協力プログラムを評価する、中間評価的な位置づけとなっている点が特徴である。また、本プログラムでは、ボランティアが主要な構成案件のひとつであるため、プログラムにおけるボランティアスキームの活用という点でも多くの教訓を導き出している。

### 評価結果

#### 評価の背景・目的

近年JICAは援助効果の向上のため、「途上国の特定の中長期的な開発目標の達成を支援するための戦略的な枠組み」である協力プログラムの策定と実施を推進している。

ケニアにおいてJICAは、2003年度以来、エイズ予防分野における協力を実施してきたが、2006年7月の技術協力プロジェクト「エイズ対策強化」の開始にあたり、同年6月、本プロジェクトと他の案件との連携による協力プログラム、ケニア「エイズ予防」プログラムを実施することとした。

本評価調査は、現在実施段階にある、当該プログラムの戦略性の向上を目的とした提言、教訓を抽出することを目指して実施したものである。

当該プログラムの構成案件は図1のとおりである。

#### 評価の枠組み・方針

協力プログラム評価手法に基づき、「貢献」の概念に基づく評価手法を採用した。具体的には、政策における位置付けとして、日本の対ケニア国別援助計画(2000年8月策定)などの国内政策、MDG<sup>\*3</sup>等の国際イニシアティブ及びケニア国家エイズ対策戦略等の現地の開発政策との関係性を評価する。また、プログラムの戦略性として、計画・

プロセス・結果の各視点から適切であったかを判断し、最後にケニア国内の開発課題を達成する上で、本プログラムがどの程度貢献してきたのかについて評価する。

プログラム策定の経緯上、本プログラムも「問題分析～目的分析～問題解決のために有効な案件の有機的な組み合わせの選択」というプログラムの本来の形成プロセスを経ていないという点を考慮し、プログラム目標の不明確さや構成案件の一貫性の不十分さをもって「戦略的なプログラムではない」という短絡的な結論に至ることを避けた。

プログラム文書に基づき、プログラム期間として2005～2010年を評価対象とする。また、プログラム構成案件である無償資金協力「HIV/AIDS対策計画」は、JICAの実施案件ではないため、直接の評価対象とはせず他のJICA実施案件との連携の観点からその適切性を評価するとともに、プログラム目標達成への寄与の可能性を考察する。また、ボランティアについては個別案件としての明確な成果や目標が設定されていないことから、個別の評価対象とはせず、その配置戦略に着眼した評価分析を試みる。

#### 評価結果

評価調査の結果、当該プログラムは「対ケニア国別援助計画」、「保健と開発に関するイニシアティブ」、「ケニア国家エイズ対策戦略（以下「戦略」）」等日本及びケニアの政策・戦略と高い整合性をもつとともに、「戦略」が規定する優先度の高い分野に対する支援であることが確認された。

一方、プログラム戦略を、「戦略」の構造に照らし再検討した結果、「戦略」との整合性を高めるために、プログラム成果からプログラム目標に至る論理構成を一部見直し、VCTサービスの提供者と受益者に対する働きかけに整理することが重要であることが確認された(図2)。

また、構成案件同士の連携として、医療特別機材供与による車両や視聴覚機材を、供与を受けた県保健局に派遣されたボランティアが活用してモバイルVCTを実施し、HIV検査の促進を実現した好例が存在する。技術協力プロジェクト「エイズ対策強化」では、ナクル県においてシニア隊員がモバイルVCTを実施した際に作成した手順書等を、同プロジェクトがとりまとめて国家ガイドラインに反映させるという連携が発現したが、2006年以降こうした連携事例は報告されていない。無償資金協力「HIV/AIDS対策計画」によるHIV簡易検査キットの供与に関しては、評価調査時点では第1回調査分がケニアに到着したばかりで連携効果をはかるには時期尚早であった。また、相互の連携による効果を意識的に実施する体制とはなっていない。

図1

	案件名(スキーム)	期間	概要
1	「エイズ対策強化」 (技術協力プロジェクト)	2006年7月 ～2009年9月	HIV検査に係るモニタリング評価およびHIV/エイズ予防政策の策定実施にかかる政府の能力の強化、若者を対象としたHIV/エイズに関する知識普及・検査受診促進、ならびに検査サイトにおける検査およびカウンセリングの質の向上を通じて、特に15歳から24歳の若年層を中心としたHIV検査件数の増加を目的とする。協力総額3.8億円。
2	HIV/AIDS対策計画 (無償資金協力)	2007年度 ～2010年度	HIV簡易検査キットを調達・供与することにより、カウンセリング・検査サービスの実施拡充に対応し、もってHIV感染者の検出とその対応を可能にすることを目的とする。2007年度の協力総額3.3億円。
3	「エイズ対策」他 (ボランティア)	2006年度 ～2010年度	県以下における特にVCT <sup>*2</sup> サービス提供にかかる行政能力の向上、VCTサービスの拡大、コミュニティレベルでの予防啓発活動を通じて、特に若年層のVCT受検者の増加をめざして活動している。また、HIV感染者への収入向上のための技術指導などを通じたコミュニティのエンパワーメントにも取り組んでいる。常時10名内外の配置。
4	「エイズ対策・血液検査」 (医療特別機材供与)	2005年度	ニャンザ州およびリフトバレー州計6県の保健局に対し、モバイルVCT用車両および視聴覚機材、簡易HIV検査キットをVCTセンター367カ所へ供与するもの。協力総額、約2000万円。

評価による教訓・提言

以上の評価結果を受けて、次の提言がなされた。

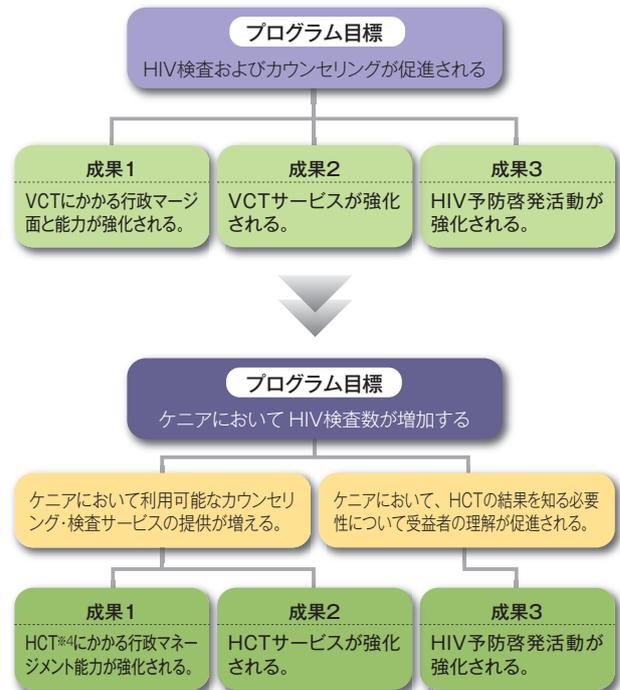
まず、計画に関連して、プログラム・デザイン・マトリックスの修正を提言した。具体的には、先に述べたプログラム・シナリオの論理構成に関する見直しのみならず、JICAが本プログラムの進捗をモニタリングできるように、アウトプット、アウトカム、プログラム目標の各レベルにおいて指標を設定した。また、技術協力プロジェクトにおいては、ラジオ番組の制作以外にHCTサービス受益者に対して直接的に働きかける活動が計画されていないため、シナリオの戦略性を向上させるためにも、図2の成果3に関する他スキームや他援助機関の活動との連携を強化することを提言した。ボランティアについては、各要請内容に応じてプログラム目標に直接貢献するボランティアと間接的に貢献するボランティアに大別することで、草の根の幅広いニーズに応えながらボランティア群のプログラムにおける貢献を高めていくことが求められている。そのために、要請開拓の時点から、ボランティアの配属先に対しプログラムについての理解を促進し、プログラム目標達成に貢献し得る要請を形成する必要がある。また、ボランティアに対しては、募集や赴任前オリエンテーションの段階からプログラムに関する説明を強化していくことが望ましい。

プログラムを推進する上で、関係者間の連絡・調整及び各活動の進捗管理を行うための会議等が有効であるが、このような会議の開催経費等を負担するためのプログラムとして活動経費を確保することが重要である。

本プログラムのみにとどまらず、他のプログラムにおいても整理すべき課題として、次の3点が挙げられた。まず、プログラムの実施者がだれであるかという問題である。現体制においては「協力プログラム」は日本人関係者で共有されているものではない。各案件は両国の協働により実施されるものであるため、個別案件の日本からの関係者とともに相手国関係者も同様にプログラムの実施者としなければ、各個別案件の実施とプログラムの実施との間に整合性を確保することが困難になる可能性がある。今後はこうした制度的なギャップを埋めていくことが課題である。また、プログラムの実施権限を共有していく方策として、プログラムの評価結果を先方政府と共有することが重要である。第2に、プログラム実施体制の強化が挙げられる。短期的には、例えば本プログラムの場合、今回提言したモニタリング指標を備えたプログラム・デザイン・マトリックスを活用することで、プログラム運営に必要なコンセンサス形成を促進できるものと期待され、JICA在外事務所保健担当職員がプログラム運営を行うことで対応できると考えられるが、中長期的には、セクターの知見と技術をもち、マネジメントと調整能力に優れたプログラムマネージャーを配置するこ

とが望ましい。最後に、プログラム評価のタイミングである。プログラム評価によりプログラムデザインが修正されることを受け、各構成案件の実実施計画やデザインにもかかる修正を反映していくことが必要であるため、プロジェクト評価のタイミングを考慮しつつ、プログラム評価時期を設定することが現実的である。また、効率性の観点からプロジェクト・レベルの評価とプログラム評価を同時に実施する可能性も将来的に検討することが望まれる。

図2



\*1 これまで評価の対象となっていた協力プログラムの多くは、プログラムとしての協力を開始するにあたって、個別のプロジェクト群を組み替えて、戦略性強化を図ることを目的として実施された事前評価的な位置付けで実施されている。

\*2 VCT (Voluntary HIV Counseling and Testing) : HIV/AIDSに関する自発的なカウンセリングと検査

\*3 MDG : Millennium Development Goal ミレニアム開発目標

\*4 HCT (HIV Counseling and Testing) : HIVに関するカウンセリングと検査



# 「バンコク地下鉄建設事業の環境への影響評価」(タイ)

調査実施期間：2007年8月～2008年3月

## 評価概要

本テーマ別評価は、ライフサイクルアセスメント概念を援用し、インフラ整備事業において、環境負荷及び環境便益を定量的に推定する手法を提案するものである。この手法を大気汚染等の環境問題の改善を意図して実施されたバンコク地下鉄建設事業へ適用し、さらに環境会計の概念を導入し環境影響の貨幣換算を試みることで、その環境影響評価を実施した。

本評価は大都市の交通問題と環境影響の関係について新しい分析枠組みを提案しており、大規模インフラ事業における環境影響評価の方向性を提示するものである。

## 評価結果

### 評価の背景・目的

開発途上国では経済の急激な発展に環境規制が追従できず、大気汚染等の環境悪化が深刻化している。評価対象のバンコク地下鉄建設事業は、大量輸送鉄道網整備の一環としてバンコク中心部に地下鉄を建設することにより、年々深刻化するバンコクの交通渋滞問題を緩和して円滑で効率的な人の移動を実現するとともに、大気汚染等の環境問題の改善を図るものである。

大気汚染物質の環境影響評価に関しては、ライフサイクルアセスメント（LCA）概念が適用されつつあるが、LCAは、現状ではおもに工業製品を対象として、そのライフサイクル（製造・使用・廃棄段階）における環境負荷を総合的に評価する概念である。そのため工業製品とは性質を異にするインフラ構造物整備の環境影響評価においては、LCAとは異なる手法を構築する必要がある。

本評価では、ライフサイクルアセスメント概念を援用し、インフラ整備事業において環境負荷及び便益の両者を総合的に評価できる定量化手法の構築し、その手法に基づいて、バンコク地下鉄建設事業の環境影響評価を実施することを目的とする。

### 評価の枠組み・方針

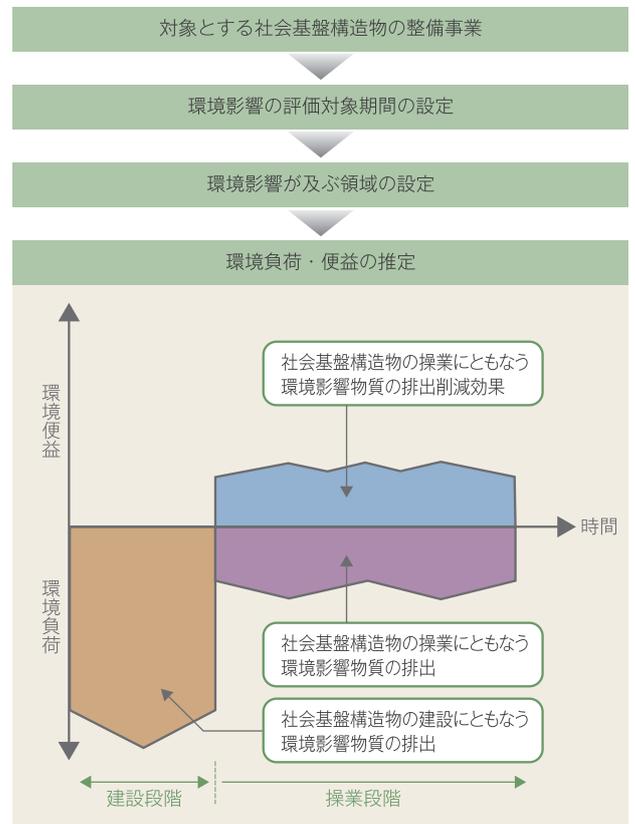
図1は、本評価に用いるインフラ構造物の環境負荷・便益評価手法の概要を示している。この評価手法では、インフラ構造物のプロジェクトライフサイクルを考慮し、建設段階及び操業段階を環境影響評価期間として設定する。一方、環境影響領域の設定では、インフラ整備事業自体が直接影響を及ぼす環境影響領域（ローカルな環境影響）並びに整備事業自体が全産業を網羅した地球規模での影響を及ぼ

す環境影響領域（グローバルな環境領域）をおのおの設定する。グローバルな環境領域では、すべての要素に関する製造、流通及び消費段階における環境影響物質排出量が把握される。一方、ローカルな環境影響では、例えば建設機械や自動車からのCO<sub>2</sub>排出のような消費段階のみに関する環境影響物質排出量が把握される。

これらの環境負荷に加え、本評価手法では、インフラ整備事業によって得られる環境への正の影響（環境便益）も考慮に入れて、インフラ構造物のプロジェクトライフにおける環境負荷・便益を評価する。さらに、推定された環境影響物質の排出量を、被害費用\*の原単位を用いて貨幣価値（環境コスト）へ換算することを試みる。

本評価ではバンコク地下鉄建設事業における建設段階ならびに操業段階で用いられる資材、燃料および電力に起因する環境影響物質（CO<sub>2</sub>、SO<sub>2</sub>及びNO<sub>2</sub>）の排出を環境負荷、さらに、バンコク地下鉄の操業がもたらす周辺自動車交通量の減少にともなう環境影響物質の排出量削減を環境便益として限定した。

図1 環境負荷・便益評価手法の概要





評価結果及び教訓・提言

表1、2は、それぞれバンコク地下鉄の建設、操業段階におけるグローバル及びローカルな環境影響領域へ排出されたCO<sub>2</sub>、SO<sub>2</sub>及びNO<sub>2</sub>量を示している。地下鉄で代表されるインフラ構造物の整備事業では、一般的に建設段階における環境負荷が着目される傾向にあるものの、長期に及ぶ操業段階における環境負荷のほうがむしろ大きく、建設段階と操業段階を総合的に考慮した評価が求められる。

表1 建設段階における環境負荷の推定

	使用量	グローバルな環境影響領域			ローカルな環境影響領域		
		CO <sub>2</sub> 排出量	SO <sub>2</sub> 排出量	NO <sub>2</sub> 排出量	CO <sub>2</sub> 排出量	SO <sub>2</sub> 排出量	NO <sub>2</sub> 排出量
コンクリート	2,230	457	221	1,028	0	0	0
	(x10 <sup>3</sup> t)	(x10 <sup>3</sup> t-CO <sub>2</sub> )	(t-SO <sub>2</sub> )	(t-NO <sub>2</sub> )	(x10 <sup>3</sup> t-CO <sub>2</sub> )	(t-SO <sub>2</sub> )	(t-NO <sub>2</sub> )
鉄筋	180	170	270	608	0	0	0
	(x10 <sup>3</sup> t)	(x10 <sup>3</sup> t-CO <sub>2</sub> )	(t-SO <sub>2</sub> )	(t-NO <sub>2</sub> )	(x10 <sup>3</sup> t-CO <sub>2</sub> )	(t-SO <sub>2</sub> )	(t-NO <sub>2</sub> )
燃料(軽油)	36.6	110	161	728	97.3	95.9	644
	(x10 <sup>3</sup> t)	(x10 <sup>3</sup> t-CO <sub>2</sub> )	(t-SO <sub>2</sub> )	(t-NO <sub>2</sub> )	(x10 <sup>3</sup> t-CO <sub>2</sub> )	(t-SO <sub>2</sub> )	(t-NO <sub>2</sub> )
電力	41.2	23.2	19	25.3	5.77	8.53	14.4
	(x10 <sup>6</sup> kWh)	(x10 <sup>3</sup> t-CO <sub>2</sub> )	(t-SO <sub>2</sub> )	(t-NO <sub>2</sub> )	(x10 <sup>3</sup> t-CO <sub>2</sub> )	(t-SO <sub>2</sub> )	(t-NO <sub>2</sub> )
総排出量		760.2	671	2,389.30	103.1	104.4	658.4
		(x10 <sup>3</sup> t-CO <sub>2</sub> )	(t-SO <sub>2</sub> )	(t-NO <sub>2</sub> )	(x10 <sup>3</sup> t-CO <sub>2</sub> )	(t-SO <sub>2</sub> )	(t-NO <sub>2</sub> )

表2 操業段階における環境負荷の推定

年度	電力使用量	グローバルな環境影響領域			ローカルな環境影響領域		
		CO <sub>2</sub> 排出量	SO <sub>2</sub> 排出量	NO <sub>2</sub> 排出量	CO <sub>2</sub> 排出量	SO <sub>2</sub> 排出量	NO <sub>2</sub> 排出量
2004	119	67.1	54.9	73.1	16.7	24.6	41.6
2005	120	67.7	55.3	73.8	16.8	24.8	42.0
(中略)							
2033	201	113.3	92.7	123.6	28.1	41.6	70.4
	(x10 <sup>6</sup> kWh)	(x10 <sup>3</sup> t-CO <sub>2</sub> )	(t-SO <sub>2</sub> )	(t-NO <sub>2</sub> )	(x10 <sup>3</sup> t-CO <sub>2</sub> )	(t-SO <sub>2</sub> )	(t-NO <sub>2</sub> )
合計		2,782.40	2,274.30	3,034.10	690.7	1,021.20	1,726.70

表3はグローバル及びローカルな環境影響領域において、バンコク地下鉄の操業にともなう周辺自動車交通から排出されるCO<sub>2</sub>、SO<sub>2</sub>及びNO<sub>2</sub>の削減量(環境便益)を表している。

グローバルな環境影響領域における環境便益は、表2で示された環境負荷と比較して、大きな乖離は見られない。よって、バンコク地下鉄の操業はグローバルな環境に対して負の影響を与えるものではない。

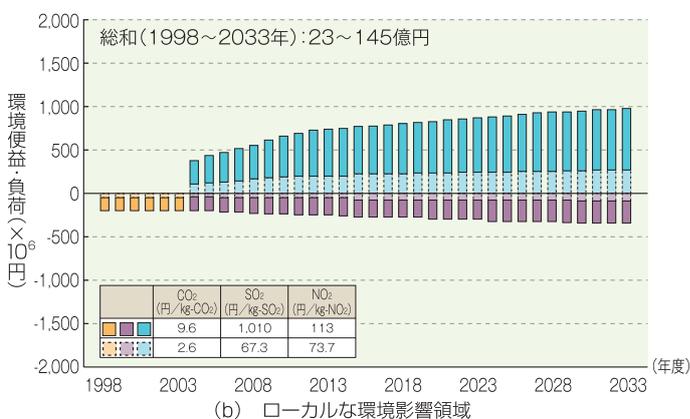
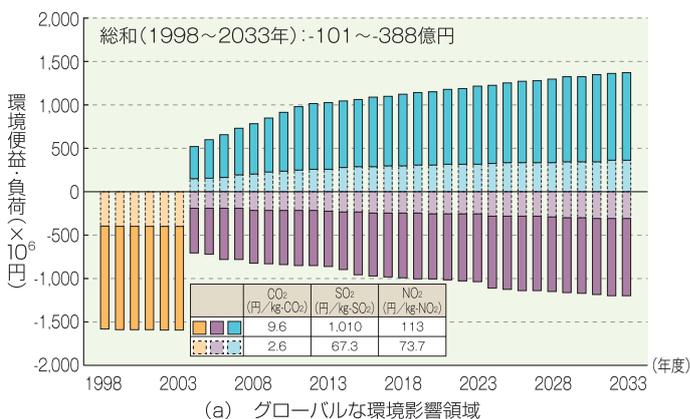
表3 操業段階における環境便益の推計

年度	燃料削減量	グローバルな環境影響領域			ローカルな環境影響領域		
		CO <sub>2</sub> 排出量	SO <sub>2</sub> 排出量	NO <sub>2</sub> 排出量	CO <sub>2</sub> 排出量	SO <sub>2</sub> 排出量	NO <sub>2</sub> 排出量
2004	9.9	28.6	27.3	60.5	23.1	0.35	25.6
	(x10 <sup>3</sup> kL)	(x10 <sup>3</sup> t-CO <sub>2</sub> )	(t-SO <sub>2</sub> )	(t-NO <sub>2</sub> )	(x10 <sup>3</sup> t-CO <sub>2</sub> )	(t-SO <sub>2</sub> )	(t-NO <sub>2</sub> )
2005	11.2	32.2	30.7	68	26	0.394	28.8
	(x10 <sup>3</sup> kL)	(x10 <sup>3</sup> t-CO <sub>2</sub> )	(t-SO <sub>2</sub> )	(t-NO <sub>2</sub> )	(x10 <sup>3</sup> t-CO <sub>2</sub> )	(t-SO <sub>2</sub> )	(t-NO <sub>2</sub> )
(中略)							
2033	25.9	74.7	71.1	158	60.2	0.913	66.6
	(x10 <sup>3</sup> kL)	(x10 <sup>3</sup> t-CO <sub>2</sub> )	(t-SO <sub>2</sub> )	(t-NO <sub>2</sub> )	(x10 <sup>3</sup> t-CO <sub>2</sub> )	(t-SO <sub>2</sub> )	(t-NO <sub>2</sub> )
合計		1,736	1,680	3,727	1,422	21.6	1,575
		(x10 <sup>3</sup> t-CO <sub>2</sub> )	(t-SO <sub>2</sub> )	(t-NO <sub>2</sub> )	(x10 <sup>3</sup> t-CO <sub>2</sub> )	(t-SO <sub>2</sub> )	(t-NO <sub>2</sub> )

図2は、バンコク地下鉄建設事業に関するグローバル及びローカルな環境影響領域において推定された環境影響物質(CO<sub>2</sub>、NO<sub>2</sub>及びSO<sub>2</sub>)の削減分と排出量を示している。バンコク地下鉄建設事業が負うべき環境便益・負荷は環境影響領域の設定、すなわちグローバルあるいはローカルという領域設定によって異なる結果を得ることとなる。

\* 近年ではCO<sub>2</sub>の排出権取引で代表されるように、環境影響物質の排出に対して対価を支払う概念が定着しつつあるが、この対価を被害費用と呼ぶ。

図2 バンコク地下鉄建設事業における推定された環境便益・負荷の推移



[注]被害費用原単位は統一された値が定まっていない。図中では点線で最小値、実線で最大値のケースを示している。



## 食品工業研究所強化計画(ベトナム)

協力金額（日本側）：5億6000万円  
 協力期間：2002年9月～2007年9月  
 先方関係機関：食品工業研究所  
 専門家派遣人数：長期8名、短期21名  
 研修員受入人数：36名  
 主要供与機材：生化学分析機器等

### プロジェクトの概要

#### レーティング

2次評価	総合評価 <b>A</b>
------	------------------

#### 本事業の目的および協力の枠組み

##### 目的

品質管理や保存技術に課題をもつ食品加工業に対して技術支援を行う食品工業研究所（FIRI）の機能強化を図り、もってベトナムにおける中小食品加工企業の技術力向上につなげることを目的とする。

##### 協力の枠組み

上位目標：ベトナム国の中小食品加工企業の食品加工技術が向上する。

プロジェクト目標：FIRIの食品加工技術開発能力及び認証に必要な情報を提供する機関としての機能が強化される。

成果（アウトプット）：

- ・ベトナム国内で流通している主要加工食品の品質特性が明らかになる。
- ・FIRI研究者の微生物及び酵素の応用能力が向上する。
- ・FIRI研究者の国内向けの認証に必要な食品の成分及び品質に関する試験・分析能力が向上する。
- ・FIRI研究者の中小食品加工企業への、品質管理及び食品加工にかかる技術指導能力が向上する。

#### 本事業実施による効果（有効性・インパクト）

##### プロジェクト目標（有効性）

関連分野の研究論文を40本発表する、食品加工に関する実用新案6件を取得するなど、研究開発能力の向上が実現された。また、中小食品加工企業に対する技術指導実績は26件であるが、評価時点で技術指導に重点をおいた活動を実施していることから、プロジェクト終了時までに目標値となる35件を達成することが見込まれる。以上のことから、プロジェクト目標は達成されると判断できる。

##### 上位目標達成の見込み（インパクト）

技術指導を受けた3つの食品加工企業で加工技術の改善が認められており、今後も技術指導活動が継続されることで、上位目標達成が可能であると判断できる。FIRI職員の当該活動に関する意識・モチベーションは高く、技術指導が継続される見込みが高い。

#### 妥当性

ベトナムでは、人口の7割が居住する農村部の開発が政策重点課題のひとつとなっており、農村インフラの整備、農作物の多様化と並んで、食品加工企業をはじめとする中小企業の振興を図るさまざまな施策を講じている。一方、日本の対ベトナム国別援助計画では農業・農村開発を援助重点分野のひとつとしており本協力は両国の政策に合致・整合する。

#### 効率性

日本側及びベトナム側の投入は、すべてプロジェクト活動に有効に活用され、成果の発現に貢献している。プロジェクト開始当初は計画の指標・目標値が明確に設定されなかったため、成果発現に遅れが見られたが、中間評価による指標の精緻化によりプロジェクト活動が加速され、効率性が確保された。

#### 今後の展望（自立発展性）

評価時点では、政策、組織、財政、技術の各視点において自立発展性は高いと判断されるが、2009年に予定されているFIRIの独立行政法人化に向けて、独自財源を拡大していく必要がある。

### 結論と教訓・提言

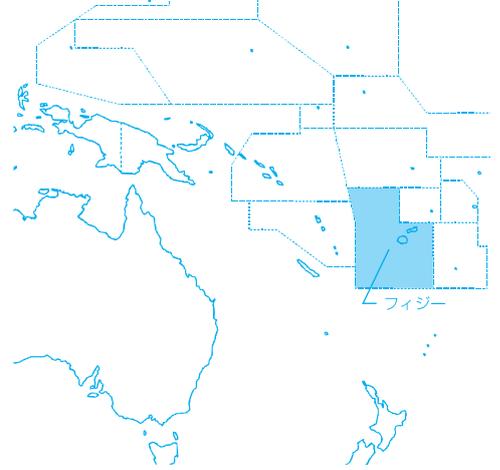
本プロジェクトは総じて評価が高い。また、プロジェクトを通じてFIRIはベトナムの中小食品加工企業の技術向上に重要な役割を果たしたと認識されるに至った。今後はFIRIの自助努力により研究機能、企業への技術支援機能の一層の強化を図ることが期待される。なお、計画の当初から明確な指標・目標値を設定すること、必要に応じて活動計画等を修正・検討することが今後の事業運営への教訓といえる。



食品(きゅうりの水煮)加工現場における簡易製品検査の様子

# ナンディ・ラウトカ地域上水道整備事業(フィジー)

承諾額/実行額：22億8700万円/22億4400万円  
借款契約調印：1998年2月  
借款契約条件：金利2.5%、返済25年(うち据置7年)、一般アンタイト  
貸付完了：2004年4月  
実施機関名：財務・国家計画・砂糖産業・公共事業(水道・エネルギー)省上下水道局  
外部評価者：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 荒川 潤



## プロジェクトの概要

### レーティング

有効性・インパクト	a	総合評価 <b>B</b>
妥当性	a	
効率性	b	
持続性	b	

### 本事業の目的

ナンディ・ラウトカ周辺地域において、水道施設の改良・拡張を行うことにより、施設能力不足に起因する給水不足状況の改善を図るとともに、民生用及び観光等の産業用の新規需要への対応を図り、もって当該地域住民の健康・福祉の向上、同国最大の外貨獲得源である観光業を含む国民経済の振興に寄与する。

### 事業実施による効果(有効性・インパクト)

本事業は、下図のとおり、水道供給フローの中間段階(主に浄水場、配水池、送水管)の改良・拡張をになうものであり、1日あたりの給水能力は当初計画の9300万リットルから1億300万リットルに増加するなど計画どおりであった。施設の稼働状況もよく、能力の上限に近い浄水が実現している。

また、本事業対象地域にて給水時間の延長や給水車の出動減少等、具体的な効果が生まれており、年間新規接続戸数も増加傾向にある。そのなかで、給水システムの配水管(網)からの漏水等による断水が発生しており、受益者調査等によれば、住民の健康・福祉の向上に必ずしもつながっていない地域も残っている。一方、主要観光拠点を対象とする本事業は、観光客数の増加傾向を支える要素の1つとしても位置付けられる。

本事業の実施によりおおむね計画どおりの効果発現が見られ、有効性は高い。

### 妥当性

本事業の実施は審査時及び事後評価時ともに、開発ニーズ、開発政策と十分に合致しており、事業実施の妥当性は高い。ナンディ及びラウトカ地域では、1996年に水道整備計画マスタープランが策定されるなど、計画当初から人口や需要量の増加をふまえた水道の整備・拡張の重要性が認識されていたが、事後評価時点でも政策面・施策面からの水道整備の重要性及び本事業の成果を前提とした更なる整備の必要性が認識されている。

### 効率性

本事業は、期間(計画比127%)、事業費(計画比121%)ともに、計画を上回ったため、効率性についての評価は中程度と判断する。計画を超えた要因としては、期間、事業費ともに政治情勢に起因する本事業の中断等が同国政府により報告されている。

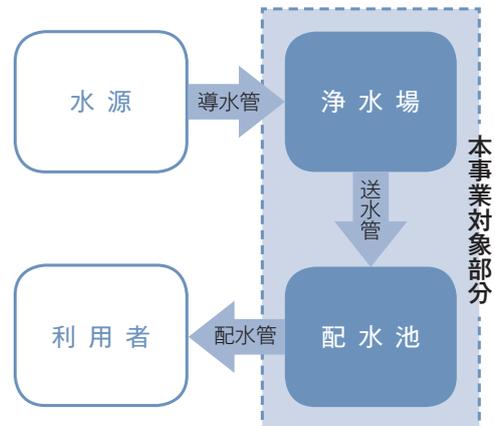
### 今後の展望(持続性)

本事業は、技術・体制面での構造的な人材不足、財政難という問題があり、持続性は中程度と評価される。人材のうち現場労働者層の数は充足するものの技術不足であり、マネジメント層の技術はあるがその数が不足している。財政難は、同国の水道事業が状況の厳しい政府予算による運営であることに起因するが、公社化により独立採算制が採用されることとなっている。

## 結論と教訓・提言

以上より、本事業の評価は高いと考える。本事業の教訓として、水道供給フロー全体がもたらす効果を視野に入れた案件形成、案件監理を行うことが挙げられる。また、本事業では、人材不足および財政難への対処に向けた公社化の着実な進展、および水道事業全体の有効性確保を見据えたマスタープラン改訂の早期着手が望まれる。

水道供給フローと本事業の関係





### 【事例】

## フィリピン共和国 「ラオアグ川治水・砂防事業」

中間レビューにおいて関係機関の協力体制強化と植林活動の推進を提言し、その提言に基づく取組を進めている例

フィリピン国ルソン島北部イロコスノルテ州のラオアグ川は、同国の主要河川の1つですが、その流域では、毎年のように洪水及び土砂災害の被害を受けており、地方自治体が緊急措置として堤防を建設・改修するなどの対策を講じているものの、問題解決には至っておらず、河川上流部からの土砂流入を防ぐための砂防ダムの建設、ラオアグ川に流入する各河川の改修など、総合的かつ抜本的な洪水制御の取組が喫緊の課題となっていました。こうした背景のもと、ラオアグ川流域の本川及びその支川において、砂防ダムや水制工の建設、堤防の建設及び修復を行うことにより、25年確率の洪水に対応し、ラオアグ川流域における洪水被害の軽減を図り、ひいては生活環境・衛生状態の向上と社会経済開発に資することを目的に、「ラオアグ川治水・砂防事業」が実施されています（借款契約調印2001年5月）。

2007年1月に実施された同事業の中間レビューでは、本事業の実施機関である公共事業道路省（DPWH）と事業の受益者たる地方自治体との協力体制の構築が、治水施設の適切かつ持続的な運営・維持管理のために不可欠であるとの提言をいたしました。これを受け、現在DPWHでは、施設の維持管理に係る予算や人員配置、排水路の流量維持にも資する廃棄物対策の実施に係る役割等を記載した文書（Memorandum of Agreement：MOA）を関連地方自治体との間

で締結する準備を進めています。このMOAの作成にあたっては、同じく円借款支援にて実施中の「イロイロ洪水制御事業（Ⅱ）」（借款契約調印：2002年3月）の経験から学ぶべく、DPWHにおける本事業の担当者がイロイロ市を訪問し、DPWHと地方自治体との連携方法やMOAの具体的内容等について協議を行いました。その後作成されたMOA案に関しては関連地方自治体とも協議を重ね、内容につき合意済みです。現在MOAの締結に向け、完成した施設の現状確認など最終的な段階にあります。

また、同中間レビューでは、治水に係る総合行政を目指す観点からも、土砂流入を軽減し、建設される砂防ダムの延命化に資することから、後背地での再植林活動の促進についても提言されました。これを受け、DPWHは植林の担当省である環境天然資源省（DENR）とMOAを締結、2010年よりラオアグ川流域で植林活動を実施することになっています。

中間レビューで提言された関連機関との協力による治水施設の運営・維持管理体制の整備や後背地の植林活動といった総合的な取組により、本事業で建設された施設の持続可能性の強化及び一層の効果発現が見込まれ、今後流域の洪水被害が軽減されることが期待されています。